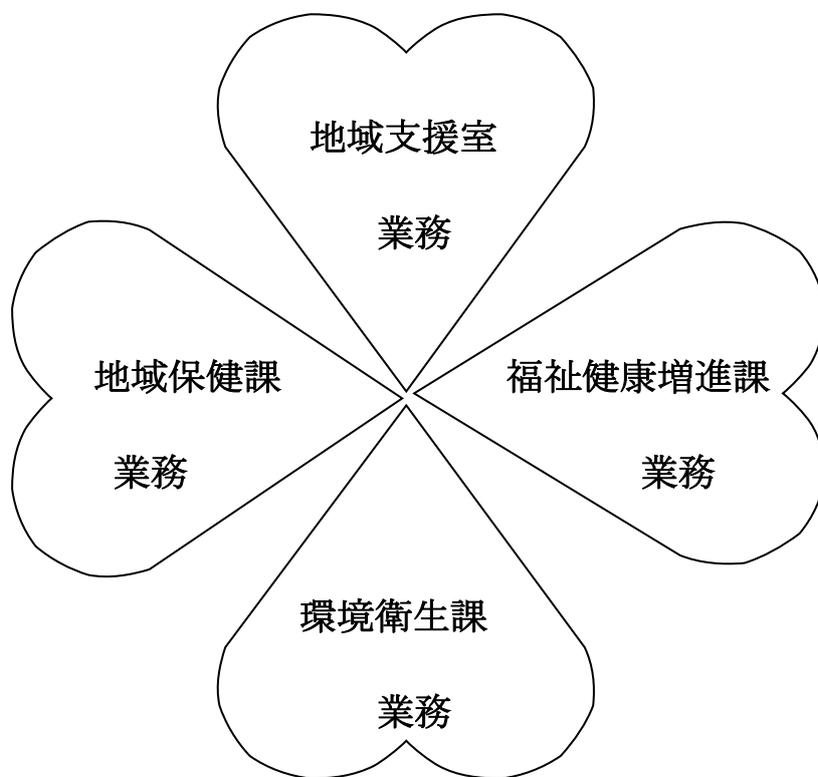


# 事業概要



令和5年12月

福井県坂井健康福祉センター



# 目 次

I	坂井健康福祉センターの概要	1
II	事業の概要	
1	人口静態・動態	5
2	医務	8
3	薬務	9
4	民生委員児童委員、主任児童委員の活動	11
5	児童の福祉	12
6	障がい者（児）の福祉	13
7	女性の福祉	14
8	生活習慣病・がん予防対策	15
9	精神保健福祉	17
10	母子保健	20
11	歯科保健	22
12	栄養改善・健康増進	23
13	難病対策	26
14	地域保健業務	28
15	感染症対策	32
15 -2	結核予防	35
16	食品衛生	37
17	狂犬病予防	38
18	動物愛護	39
19	生活衛生	39
20	廃棄物対策	41
21	公害防止	42
III	資料	
●	協議会名簿	45
9	精神保健福祉	46
10	母子保健	47
12	栄養改善・健康増進	48
13	難病対策	50
15 -2	結核予防	56
16	食品衛生	58
18	動物愛護	60
19	生活衛生	60
20	廃棄物対策	62
21	公害防止	63

(※「III 資料」の項目番号は、「II 事業の概要」の項目番号と一致)

# I 坂井健康福祉センターの概要

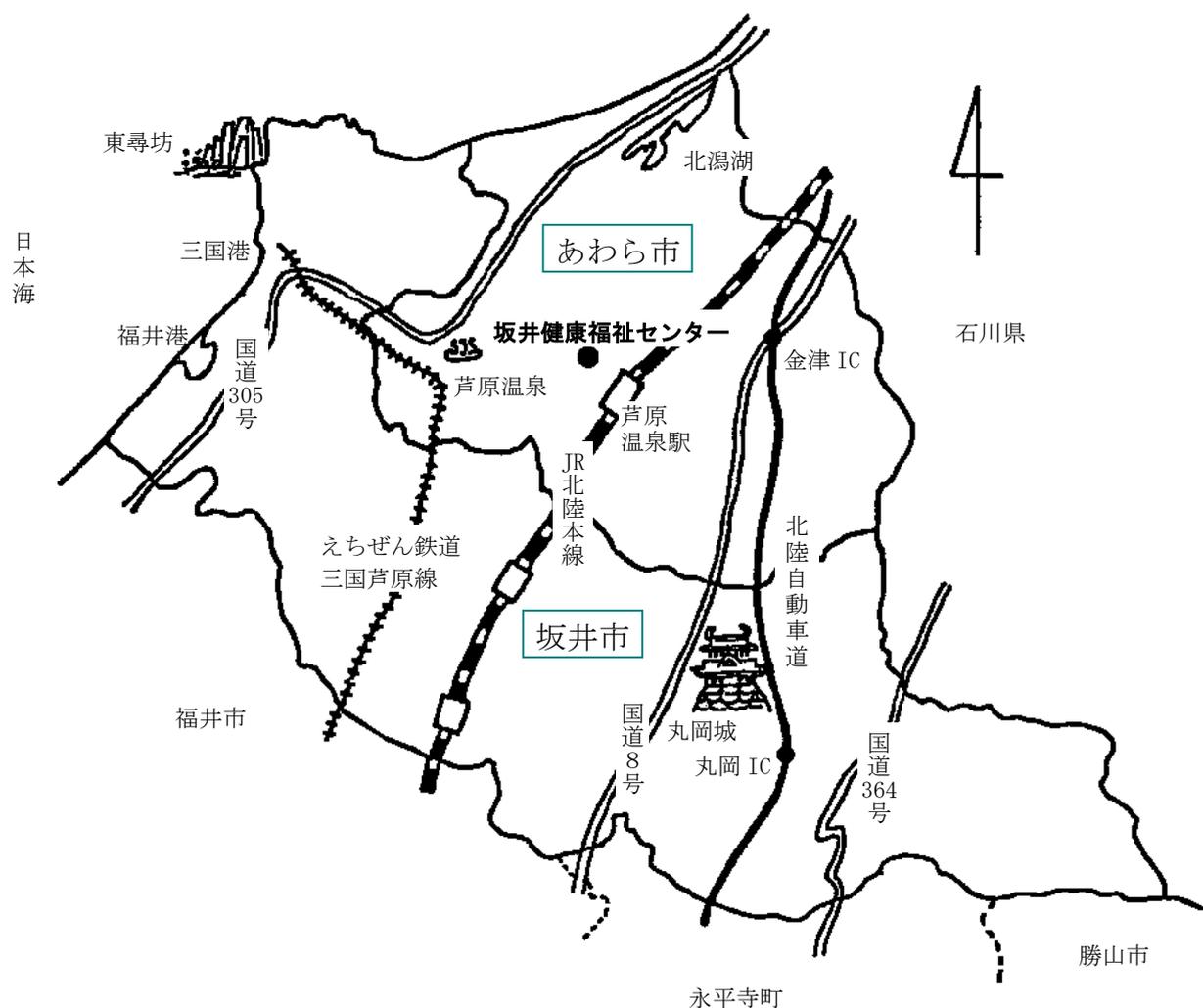
## 1 沿革

保健所		福祉事務所	
昭和20年 5月	三国警察署金津部長派出所の2階一室を借り受けて発足、課制なし、職員6名、管内区域4町17村		
昭和21年 8月	金津東に独立庁舎を新築		
昭和24年 3月	保健所の統廃合により森田保健所を廃止し、その管轄区域中春江町磯部村を当所管内に編入		
昭和24年10月	鶉保健所を廃止し、その管轄区域を当所管内に編入、管内区域5町26村		
昭和25年 4月	機構改革により総務課、保健予防課を置く 定員43名		
	金津保健所鶉出張所を設置	昭和26年	三国町平木、坂井地方事務所に民生課を新設
昭和27年 9月	金津優生保護相談所を併設	昭和31年 2月	坂井地方事務所の名称が坂井事務所となる 課の名称変更（福祉課）
昭和28年 3月	金津町六日に庁舎を移転	昭和37年 7月	坂井事務所より分離し、坂井福祉事務所となる
昭和34年 6月	衛生課新設		民生課、保護課を置く
昭和42年 5月	川西町の福井市編入により鶉出張所を福井保健所へ移管		
昭和46年 5月	現庁舎へ移転		
平成 8年 9月	金津優生保護相談所を廃止	平成元年 5月	三国町水居に建設された坂井合同庁舎に移転
平成 9年 4月	課の名称変更 (総務課、生活衛生課、健康増進課)	平成 9年 4月	課の名称変更 (地域福祉課、保護課)
平成10年 4月	福祉保健推進室を新設		
平成12年4月1日	機構改革により坂井福祉事務所と金津保健所を組織統合し、坂井健康福祉センターを設置 (地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課) 法令等により用いる時の保健所の名称を、坂井保健所に変更		
平成18年4月1日	機構改革により福祉課と健康増進課を統合し福祉保健課を設置		
平成22年4月1日	機構改革により地域保健課を新設し、福祉保健課を福祉健康増進課へ課名変更		

## 2 坂井健康福祉センターの概況

- (1) 所管市町村 2市(あわら市、坂井市)を所管している。
- (2) 面積・人口 令和5年3月1日現在、管内人口は113,424人で県全体の748,942人に対して約15.1%を占めている。  
管内面積は、326.65k㎡で県全体の4,190.58k㎡に対して約7.8%を占めている。
- (3) 産 業 管内面積のうち田畑が約31%を占め、坂井平野は県内有数の穀倉地帯となっている。また、北部丘陵地帯では野菜や果樹の栽培、畜産業が盛んである。一方南部には繊維産業が集積し、北西部では芦原温泉、東尋坊などの観光地がある。また、南西部海岸沿いは県内最大の工業団地「テクノポート福井」、南東部福井寄りに情報産業集積団地「ソフトパークふくい」があり、県内外から多くの企業が進出している。また、令和6年3月16日には新幹線の開業が決定している。

(4) 管内略図



(5) 管内の市別人口、面積

町名	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
			総数	男	女	
あわら市	116.98	9,947	26,726	12,695	14,031	228.47
坂井市	209.67	31,631	87,130	42,131	44,999	415.56
管内計	326.65	41,578	113,856	54,826	59,030	348.56
福井県	4,190.58	294,642	752,976	367,932	385,044	179.68

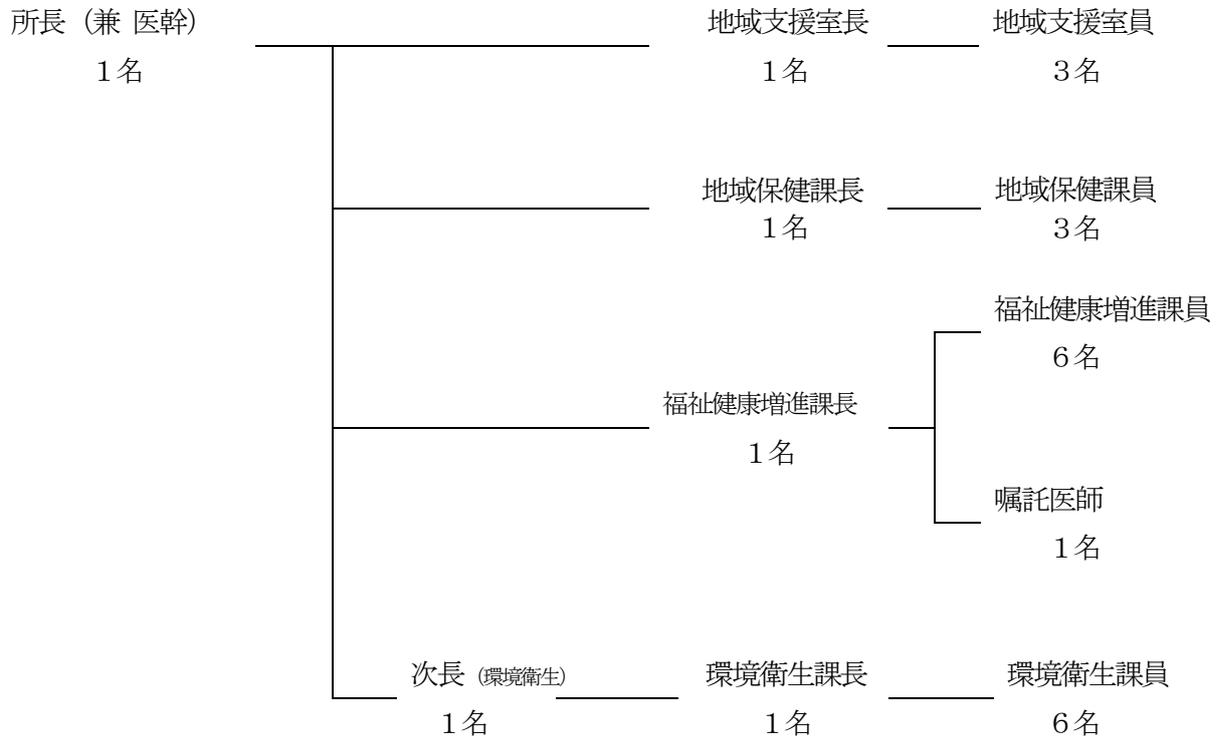
人口：「福井県の人口と世帯」(R4.10.1現在) 県統計情報課

面積：「全国都道府県市区町村別面積調」(R4.10.1現在)

国土交通省国土地理院

### 3 組織

(R5. 5. 22 現在)



### 4 職員職種別内訳

(R5. 5. 22 現在)

課別 種別	所長 (兼 医幹)	次長	地域支援室	地域保健課	福祉健康 増進課	環境衛生課	計
医師	1						1
一般事務			3		2		5
検査技師							
獣医師		1					1
薬剤師			1			5	6
栄養士					1		1
化学						2	2
保健師				4	4		8
嘱託医師					1		1
合計	1	1	4	4	8	7	25

## 5 事務分掌

<p>地域支援室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庶務に関すること</li> <li>・ 予算の執行管理に関すること</li> <li>・ 庁舎、備品の維持管理に関すること</li> <li>・ 健康福祉センター運営協議会に関すること</li> <li>・ 医療法、医師法、保健師助産師看護師法等の施行に関すること</li> <li>・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること</li> <li>・ 臓器移植、骨髄バンク、献血運動の推進に関すること</li> <li>・ 医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法の施行に関すること</li> <li>・ 薬物乱用防止の啓発等に関すること</li> </ul>
<p>地域保健課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康危機管理に関すること</li> <li>・ 地域における福祉、保健、医療、環境の総合的な企画調整に関すること</li> <li>・ 感染症法に関すること</li> <li>・ 結核対策に関すること</li> <li>・ 肝炎治療特別促進事業に関すること</li> <li>・ 石綿健康相談等に関すること</li> <li>・ 医療政策・介護保険に関すること</li> <li>・ エイズ相談、B・C型肝炎検査に関すること</li> <li>・ 地域保健等関係職員研修の企画・実施に関すること</li> <li>・ 地域における福祉・保健・医療の統計および調査、人口動態統計に関すること</li> </ul>
<p>福祉健康増進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童および身体障がい者の福祉に関すること</li> <li>・ 民生委員および児童委員の委嘱・解嘱に関すること</li> <li>・ 社会福祉事業の振興に関すること</li> <li>・ 福井県福祉のまちづくり条例の施行に関すること</li> <li>・ 女性相談および配偶者暴力被害者相談支援センターに関すること</li> <li>・ 歯科保健に関すること</li> <li>・ 健康づくり、健康増進法の施行に関すること</li> <li>・ 栄養関係業務に関すること</li> <li>・ 難病対策に関すること</li> <li>・ 母子保健に関すること</li> <li>・ 精神保健および精神障がい者の福祉に関すること</li> </ul>
<p>環境衛生課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品衛生法、福井県食品衛生条例の施行に関すること</li> <li>・ 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、福井県動物の愛護および管理に関する条例の施行に関すること</li> <li>・ 調理師法、製菓衛生師法の施行に関すること</li> <li>・ 水道法、浄化槽法の施行に関すること</li> <li>・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること</li> <li>・ 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、温泉法の施行に関すること</li> <li>・ クリーニング業法、理容師法、美容師法の施行に関すること</li> <li>・ 公害関係法令の施行に関すること</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること</li> <li>・ 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱に関すること</li> <li>・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること</li> <li>・ ごみ減量化・リサイクルの推進に関すること</li> </ul>

## II 事業の概要

### 1 人口静態・動態

#### (1) 人口静態

##### <管内人口の推移>

(各年10月1日現在)

	福井県			管内計			あわら市			坂井市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
S60	817,633	397,115	420,518	112,537	53,791	58,746	31,830	15,016	16,814	80,707	38,775	41,932
H 2	823,585	400,391	423,194	115,115	55,037	60,078	31,743	14,885	16,858	83,372	40,152	43,220
H 7	826,996	401,860	425,136	119,302	57,116	62,186	32,432	15,174	17,258	86,870	41,942	44,928
H12	828,944	402,367	426,577	123,351	59,044	64,307	32,178	15,072	17,106	91,173	43,972	47,201
H17	821,592	397,271	424,321	123,399	58,847	64,552	31,081	14,498	16,583	92,318	44,349	47,969
H22	806,314	389,712	416,602	121,889	58,316	63,573	29,989	14,081	15,908	91,900	44,235	47,665
H27	786,740	381,474	405,266	119,009	57,081	61,928	28,729	13,555	15,174	90,280	43,526	46,754
*H28	782,232	379,430	402,802	118,374	56,738	61,636	28,389	13,380	15,009	89,985	43,358	46,627
*H29	778,329	377,757	400,572	117,914	56,513	61,401	28,159	13,268	14,891	89,755	43,245	46,510
*H30	773,731	375,790	397,941	117,183	56,171	61,012	27,880	13,153	14,727	89,303	43,018	46,285
*R 1	767,742	373,136	394,606	116,372	55,842	60,530	27,577	13,033	14,544	88,795	42,809	45,986
R 2	766,863	373,973	392,890	116,005	55,786	60,219	27,524	13,067	14,457	88,481	42,719	45,762
*R 3	760,209	371,049	389,160	114,840	55,247	59,593	27,142	12,920	14,222	87,698	42,327	45,371
*R 4	752,976	367,932	385,044	113,856	54,826	59,030	26,726	12,695	14,031	87,130	42,131	44,999

##### <管内人口増減数および増減率>

(各年10月1日現在)

	福井県			管内計			あわら市			坂井市		
	人口 総数	前回調査時 との増減		人口 総数	前回調査時 との増減		人口 総数	前回調査時 との増減		人口 総数	前回調査時 との増減	
		増減数 (人)	増減率 (%)									
S55	794,354	20,740	2.68	106,958	4,547	4.44	30,975	738	2.44	75,983	3,809	5.28
S60	817,633	23,279	2.93	112,537	5,579	5.22	31,830	855	2.76	80,707	4,724	6.22
H 2	823,585	5,952	0.73	115,115	2,578	2.29	31,743	△87	△0.27	83,372	2,665	3.30
H 7	826,996	3,411	0.41	119,302	4,187	3.64	32,432	689	2.17	86,870	3,498	4.20
H12	828,944	1,948	0.24	123,351	4,049	3.39	32,178	△254	△0.78	91,173	4,303	4.95
H17	821,592	△7,352	△0.89	123,399	48	0.04	31,081	△1,097	△3.41	92,318	1,145	1.26
H22	806,314	△15,278	△1.86	121,889	△1,510	△1.22	29,989	△1,092	△3.51	91,900	△418	△0.45
H27	786,740	△19,574	△2.43	119,009	△2,880	△2.36	28,729	△1,260	△4.20	90,280	△1,620	△1.76
*H28	782,232	△4,508	△0.57	118,374	△635	△0.53	28,389	△340	△1.18	89,985	△295	△0.33
*H29	778,329	△3,903	△0.50	117,914	△460	△0.39	28,159	△230	△0.81	89,755	△230	△0.26
*H30	773,731	△4,598	△0.59	117,183	△731	△0.62	27,880	△279	△0.99	89,303	△452	△0.50
*R 1	767,742	△5,989	△0.77	116,372	△811	△0.69	27,577	△303	△1.09	88,795	△508	△0.57
R 2	766,863	△879	△0.11	116,005	△367	△0.32	27,524	△53	△0.19	88,481	△314	△0.35
*R 3	760,209	△6,654	△0.87	114,840	△1,165	△1.00	27,142	△382	△1.39	87,698	△783	△0.88
*R 4	752,976	△7,233	△0.95	113,856	△984	△0.86	26,726	△416	△1.53	87,130	△568	△0.65

1. \*は「福井県の推計人口」、その他は国勢調査人口
2. あわら市、坂井市の合併前のデータについては、旧町の合算

3. 人口増減率(%) =  $\frac{\text{人口増減数}}{\text{前回調査人口}} \times 100$

<年齢階級別人口構成>

(令和4年10月1日現在)

年齢別	福井県			管内計			あわら市			坂井市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	752,976	367,932	385,044	113,856	54,826	59,030	26,726	12,695	14,031	87,130	42,131	44,999
0～4	26,479	13,579	12,900	3,803	1,968	1,835	812	403	409	2,991	1,565	1,426
5～9	30,627	15,767	14,860	4,733	2,398	2,335	972	494	478	3,761	1,904	1,857
10～14	34,280	17,587	16,693	5,296	2,676	2,620	1,047	519	528	4,249	2,157	2,092
15～19	36,354	18,829	17,525	5,640	2,877	2,763	1,156	574	582	4,484	2,303	2,181
20～24	29,599	15,910	13,689	4,591	2,349	2,242	851	441	410	3,740	1,908	1,832
25～29	32,327	17,061	15,266	4,799	2,440	2,359	1,074	565	509	3,725	1,875	1,850
30～34	34,937	18,134	16,803	5,101	2,606	2,495	1,224	614	610	3,877	1,992	1,885
35～39	40,094	20,442	19,652	5,954	3,004	2,950	1,336	684	652	4,618	2,320	2,298
40～44	44,499	22,812	21,687	6,600	3,331	3,269	1,410	730	680	5,190	2,601	2,589
45～49	53,666	27,411	26,255	8,237	4,160	4,077	1,738	876	862	6,499	3,284	3,215
50～54	52,120	26,322	25,798	8,134	4,076	4,058	1,778	899	879	6,356	3,177	3,179
55～59	46,983	23,205	23,778	7,411	3,559	3,852	1,803	859	944	5,608	2,700	2,908
60～64	47,654	23,374	24,280	7,431	3,581	3,850	1,876	880	996	5,555	2,701	2,854
65～69	48,651	23,751	24,900	7,501	3,649	3,852	1,985	956	1,029	5,516	2,693	2,823
70～74	61,228	29,286	31,942	9,374	4,446	4,928	2,506	1,207	1,299	6,868	3,239	3,629
75～79	41,856	19,118	22,738	6,389	2,977	3,412	1,668	786	882	4,721	2,191	2,530
80～84	34,555	14,483	20,072	5,047	2,127	2,920	1,295	497	798	3,752	1,630	2,122
85～89	26,626	9,446	17,180	3,898	1,358	2,540	1,073	357	716	2,825	1,001	1,824
90歳以上	19,790	5,065	14,725	2,788	685	2,103	804	180	624	1,984	505	1,479
不詳	10,651	6,350	4,301	1,129	559	570	318	174	144	811	385	426
(再掲)												
15歳未満	91,386	361,582	44,453	13,832	7,042	6,790	2,831	1,416	13,887	11,001	41,746	5,375
15～64歳	418,233	213,500	204,733	63,898	31,983	31,915	14,246	7,122	7,124	49,652	24,861	24,791
65歳以上	232,706	101,149	131,557	34,997	15,242	19,755	9,331	3,983	5,348	25,666	11,259	14,407
65～74歳	109,879	53,037	56,842	16,875	8,095	8,780	4,491	2,163	2,328	12,384	5,932	6,452
75歳以上	122,827	48,112	74,715	18,122	7,147	10,975	4,840	1,820	3,020	13,282	5,327	7,955
年齢別割合(%)												
15歳未満	12.1%	98.3%	11.5%	12.1%	12.8%	11.5%	10.6%	11.2%	99.0%	12.6%	99.1%	11.9%
15～64歳	55.5%	58.0%	53.2%	56.1%	58.3%	54.1%	53.3%	56.1%	50.8%	57.0%	59.0%	55.1%
65歳以上	30.9%	27.5%	34.2%	30.7%	27.8%	33.5%	34.9%	31.4%	38.1%	29.5%	26.7%	32.0%
65～74歳	14.6%	14.4%	14.8%	14.8%	14.8%	14.9%	16.8%	17.0%	16.6%	14.2%	14.1%	14.3%
75歳以上	16.3%	13.1%	19.4%	15.9%	13.0%	18.6%	18.1%	14.3%	21.5%	15.2%	12.6%	17.7%
従属人口指数	77.5	216.7	86.0	76.4	69.7	83.2	85.4	75.8	270.0	73.8	213.2	79.8
老年化指数	254.6	28.0	295.9	253.0	216.4	290.9	329.6	281.3	38.5	233.3	27.0	268.0

1. 県統計情報課「福井県の推計人口」より

$$2. \text{ 従属人口指数} = \frac{\text{年少人口 (0～14歳)} + \text{老年人口 (65歳～)}}{\text{生産年齢人口 (15～64歳)}} \times 100$$

$$3. \text{ 老年化指数} = \frac{\text{老年人口 (65歳～)}}{\text{年少人口 (0～14歳)}} \times 100$$

(2) 人口動態

人口動態統計は、出生・死亡・婚姻・離婚および死産の「人口動態事象」について、その実態を明らかにするため作成されるものである。

<人口動態の概況>

(令和3年)

		福井県	管内計	あわら市	坂井市
人 口	数	746,536	113,089	26,693	86,396
出 生	数	5,313	706	129	577
	率 (人口千対)	7.12	6.24	4.83	6.68
死 亡	数	9,721	1,457	395	1,062
	率 (人口千対)	13.02	12.88	14.80	12.29
乳児死亡	数	6	1	-	1
	率 (出生千対)	1.13	1.42	-	1.73
新生児死亡	数	4	1	-	1
	率 (出生千対)	0.75	1.42	-	1.73
死 産	数	103	12	-	12
	率 (出産 <sup>1)</sup> 千対)	19.02	16.71	-	20.37
自然死産	数	63	8	-	8
	率 (出産 <sup>1)</sup> 千対)	11.63	11.14	-	13.58
人工死産	数	40	4	-	4
	率 (出産 <sup>1)</sup> 千対)	7.39	5.57	-	6.79
周産期死亡	数	14	3	-	3
	率 (出産 <sup>2)</sup> 千対)	2.63	4.23	-	5.17
婚 姻	数	2,821	376	74	302
	率 (人口千対)	3.78	3.32	2.77	3.50
離 婚	数	1,018	134	28	106
	率 (人口千対)	1.36	1.18	1.05	1.23

1. 人口は「福井県の推計人口」(令和3年10月1日現在)の人口総数から外国人数を除いた数。

2. 人口動態統計は、市町村長が人口動態調査令に基づき、戸籍法による届出およびその他の関係書類から作成した人口動態調査票(出生・死亡・死産・婚姻・離婚)のうち、日本における日本人について分類集計したもの。

3. 出産<sup>1)</sup>とは、出生数に死産数を加えたもの。

4. 出産<sup>2)</sup>とは、出生数に妊娠満22週以後の死産数(周産期死亡数)を加えたもの。

## 2 医 務

### (1) 医療関係施設数

(R5. 3. 31 現在)

種 別		市			
		あわら市	坂 井 市	管内計	
施設数	病 院	3	4	7	
	診 療 所	19	49	68	
	歯科診療所	8	26	34	
病床数	病 院	総 数	345	346	691
		一 般	345	316	661
		療 養	—	30	30
	診 療 所	総 数	—	55	55
		一 般	—	43	43
		療 養	—	12	12

### (2) 医療従事者数 (就業地)

(R2. 12. 31 現在)

種別	市町		
	あわら市	坂井市	管内計
医 師	41	75	116
歯科医師	15	33	48
薬 剤 師	50	128	178
保 健 師	22	37	59
助 産 師	3	5	8
看 護 師	241	464	705
准看護師	78	216	294

※医療従事者調査 (隔年実施) より

### (3) 医療監視

適正な医療を確保するため、病院などの医療施設について立入検査を実施し、医師の勤務実態を中心とした人的構成、構造設備、管理体制および防災対策等の監視を行っている。

(令和4年度病院医療監視件数 7件)

### (4) 原子爆弾被爆者の健康管理

管内の原子爆弾被爆者は12名 (R5. 3. 31 現在) であり、医療特別手当を1名に、健康管理手当を10名に、保健手当を1名に支給している。

また、被爆者の健康管理のため、健康診断 (一般検査、必要に応じ精密検査) を年2回、がん検査を年1回実施し、被爆者二世に対しても健康診断を年1回実施している。

<令和4年度健康診断受診者数>

(人)

	一 般 検 査	精 密 検 査	が ん 検 査	被 爆 者 二 世 健 診
上 期	2	0	2	1
下 期	5	0		

### 3 薬務

#### (1) 薬事監視

医薬品の有効性及び安全性を確保するため、医薬品製造業者については、GMPによる構造設備、製造管理、品質管理の状況等を重点的に監視指導している。販売業者については、有資格者による実地の管理、適正な使用のために必要な情報提供、医薬品の適正な保管管理および取扱い等に重点をおいた監視指導を実施している。

毒物劇物営業者等については、毒物劇物の適正な保管管理、危害防止対策等に重点をおいた監視指導を実施している。

#### (2) 薬事関係施設数

<医薬品医療機器法関係施設数>

(R5.3.31 現在)

業 種		市			
		あわら市	坂井市	管内計	
薬 局		6	34	40	
医薬品販売業	店 舗	7	29	36	
	薬 種 商	—	1	1	
	卸 売	4	3	7	
医療機器販売業	高度管理医療機器販売・貸与	6	29	35	
	管理医療機器販売・貸与	53	152	205	
再生医療等製品販売業		—	1	1	
医療機器修理業		—	2	2	
医薬品等製造販売業	薬 局 医 薬 品		—	1	1
	医 薬 品	第 1 種	1	—	1
		第 2 種	1	1	2
	医 薬 部 外 品		—	2	2
	化 粧 品		1	3	4
	医 療 機 器		—	1	1
医薬品等製造業	薬 局 医 薬 品		—	1	1
	医 薬 品		2	4	6
	医 薬 部 外 品		—	3	3
	化 粧 品		1	8	9
	医 療 機 器		2	3	5
計		84	278	362	

< 毒物及び劇物取締法関係施設数 >

(R5. 3. 31 現在)

業 種	市		あわら市	坂 井 市	管 内 計
	一 般				
毒 劇 物 業 販 売 業	一 般		4	27	31
	農 業 用 品 目		4	14	18
	特 定 品 目		—	1	1
毒 劇 物 業 製 造 業	知 事		—	11	11
業 務 上 者 取 扱 者	め っ き		—	1	1
	運 送		1	1	2
計			9	55	64

(3) 麻薬・覚醒剤等について

近年の麻薬・覚醒剤等の違法薬物を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、乱用者層の低年齢化が懸念されている。このため、福井県薬物乱用防止指導員坂井地区協議会の協力を得て、地域・職域における薬物乱用防止啓発活動の実施および高等学校・中学校では薬物乱用防止教室を開催している。

(4) 献血事業

県内および管内の移動献血車による献血状況は次のとおりである。血液需要が増加したことに対応するため、献血者の確保に努めた結果、県内の医療機関からの血液製剤供給要請に対して、全て県内の献血で確保することができている。

近年、血小板製剤および400mL赤血球製剤の需要が増大していることから、成分献血、400mL献血の推進を図るとともに若年層の献血や年複数回献血者の拡大を重要な課題として普及啓発に取り組んでいる。

(令和4年度)

区 分 市 町	献 血 者 確 保 計 画 数 (人)	稼 働 日 数	献 血 者 数 (人)			400mL 献 血 の 占 め る 割 合
			400mL 献 血	200mL 献 血	計	
あわら市	322	6.0	229	4	233	98.3%
坂 井 市	920	27.5	1,159	17	1,176	98.6%
管 内 計	1,242	33.5	1,388	21	1,409	98.5%
県 (移動献血車)	15,759	366.0	15,234	648	15,882	96.1%

(5) 骨髄バンク登録

骨髄移植は、白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症等の治療法として行われている。

骨髄移植を成功させるためには、患者と提供者との間で白血球の型が一致しなければならないが、一致する確率は兄弟姉妹で4人に1人、それ以外では数百人から数万人に1人とまれであるため、多くの提供者を募る必要がある。

このため、公益財団法人 骨髄移植推進財団が中心となり、広く一般の方々に善意の骨髄提供を呼びかける「骨髄バンク事業」が行われている。健康福祉センターにおいても、移動献血会場におけるドナー登録会のほか、予約による骨髄提供登録受付業務を行っている。また、10月の骨髄バンク推進月間を中心に啓発用ポスターを配布する等普及啓発を図っている。

#### 4 民生委員児童委員、主任児童委員の活動

民生委員児童委員、主任児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉向上のため「福祉の実践者・協力者」として活躍している。

管内には230人の民生委員児童委員が身近な福祉の相談役として活動している。

また、主任児童委員（15人）は児童福祉に関する事項を専門的に担当し、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員協議会の事業の計画、実施に対する援助等の業務を行っている。

<民生委員児童委員、主任児童委員数> (R5.4.1現在)

区分 \ 市名	あわら市	坂井市	管内計
民生委員児童委員	59	171	230
主任児童委員	4	11	15
計	63	182	245

<民生委員児童委員、主任児童委員相談指導内容> (令和4年度)

区分 \ 市名	あわら市	坂井市	管内計
在宅福祉	262	156	418
介護保険	22	65	87
健康・保健医療	84	162	246
子育て・母子保健	25	33	58
子供の地域生活	60	231	291
子供の教育・学校生活	39	142	181
生活費	81	24	105
年金・保険	14	12	26
仕事	11	13	24
家族関係	39	58	97
住居	7	22	29
生活環境	198	173	371
日常的な支援	595	1,288	1,883
その他	278	859	1,137
計	1,715	3,238	4,953

## 5 児童の福祉

### (1) 認可外保育施設立入調査

認可外保育施設とは、児童福祉法第59条の2により県知事への届出義務がある、保育に欠ける乳児または幼児を保育することを目的とする施設である。

児童福祉法第59条および「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、認可外保育施設に対し立入調査を行い、保育内容や保育環境が適切に確保されているかという観点から、助言、指導を行っている。

認可外保育施設届出状況

(R5.3.31 現在)

項目	市名 類型	あわら市					坂井市					管内計		
		ベビーホテル	その他(一般)	事業所内		居宅訪問	小計	ベビーホテル	その他(一般)	事業所内			居宅訪問	小計
				企業内	院内					企業内	院内			
施設数		1	-	1	1	-	3	1	1	-	-	1	3	6

### (2) 児童虐待防止対策の推進

平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が施行された。その後の改正や児童福祉法等の児童虐待に係る関係法令等の制度改正を行い、児童相談所等の関係機関の機能強化、連携強化等対策の充実が行われている。

管内2市には、要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関が連携して要保護児童への支援を行う体制が整備されている。

## 6 障がい者(児)の福祉

### (1) 身体障がい者(児)の福祉

#### ①身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は、永続される障害を有する人に限り交付される。当センターでは補装具、自立支援医療(更生医療)の給付、各施設入所などの各種援助や鉄道・航空運賃等の割引、税の減免などのサービスを受ける場合の証票として交付している。

<管内の障害区分別身体障害者数(人)> (R5.3.31現在)

障害種別	市	あわら市	坂井市	管内計
視覚		111	234	345
聴覚・平衡		113	394	507
音声・言語・そしゃく		19	41	60
肢体障害		799	2,051	2,850
内部障害		464	1,245	1,709
計		1,506	3,965	5,471

#### ②福祉のまちづくり条例に基づく「整備基準適合証」の交付

不特定多数の人が利用する施設(特定施設)において、バリアフリーを推進するため、障がい者などが安全かつ円滑に利用できる整備基準に適合した施設に対して適合証を交付している。

<特定施設の届出状況> (R5.3.31現在)

新築	増築等	合計	適合証交付	適合割合
254件	125件	379件	127件	34%

#### ③ハートフル専用パーキング利用証制度

県では、公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場を適正に利用していただくために、県内共通の「身体障がい者等用駐車場(愛称:ハートフル専用パーキング)利用証」を交付し、利用できる人を明らかにすることで、本当に必要な人のための駐車スペースを確保していくための制度を平成19年10月から創設した。

<ハートフル専用パーキング協定施設、利用証交付数> (R5.3.31現在)

協定済施設	142件
利用証交付数	2,167枚

#### ④バリアフリー表示証制度

平成24年6月より福祉のまちづくり条例に定める特定施設および申請施設を対象として申請のあった施設に対してバリアフリー整備状況を表示した表示証を交付している。

<表示証交付施設> (R5.3.31現在)

交付済施設	76件
-------	-----

⑤ヘルプカードの配布

障がいのある方や難病の方、妊娠初期の方など、周囲の援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的として作成された。県では、平成30年9月より配布を開始し、令和2年3月からはヘルプマークの配布も開始している。

<カード配布数>

(R5. 3. 31 現在)

カード配布数	47 枚
--------	------

⑥福井県共生社会条例の普及啓発

平成30年4月に施行した「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」の概要や理念を広く周知することを目的に、県内各地で行われる各種会議やイベントなどに出向き出前講座を行っている。

<令和4年度実施講座>

(※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催せず)

## 7 女性の福祉

県では、配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成18年3月に「配偶者暴力防止および被害者保護のための基本計画」を策定し、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に規定する「配偶者暴力被害者支援センター」を平成18年4月から県内各健康福祉センターに新設した。これにより、当センターにおいて実施するDV被害者の相談から保護、自立支援までの一連の体制が一層強化された。

<主訴別相談件数>

(令和4年度)

区分	人間関係	うち配偶者等からの暴力	住居問題	帰住先なし	経済関係	妊娠・出産	精神的問題・病気	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	売春防止法第5条違反	合計
来所	10	9										10
電話	29	23										29
合計	39	32										39

## 8 生活習慣病・がん予防対策

医療制度改革に伴い「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導が導入された。当センターでは、管内の市や職域、商工会等が参加する地域・職域連携推進協議会などを通して、地域で特定健診・がん検診の受診勧奨・啓発に関して支援を行っている。

### (1) がん予防推進

がんが国民の生命および健康にとって重大な問題になっている現状をかんがみ、「がん対策基本法」が平成19年4月から施行された。同法に基づき「がん対策推進基本計画」が策定され、より一層がん対策を推進していくための環境が整備された。県では「福井県がん対策推進計画」を平成20年3月に策定しがん対策を総合的かつ計画的に推進している。平成30年度からの「第3次福井県がん対策推進計画」ではライフステージに応じたがん対策やがんとの共生に取り組み、がん予防の推進やがん対策の充実・強化を行っている。

当センターでは、医療機関と地域関係機関による会議の開催、がん予防の普及啓発等を実施し、がん検診受診率の向上を推進している。例年、街頭キャンペーン等実施してきているが、令和4年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止し、事業所職員への資料配布および女性に向けたがんに関する普及啓発を行った。

#### <普及啓発>

##### ① がん検診受診率向上のための普及啓発

令和4年度

実施日	内 容		協 力 機 関
R4.9.9	がん検診受診率50%達成に向けた資料配布		<ul style="list-style-type: none"> <li>・UACJ 福井製造所</li> <li>・あわら市商工会</li> <li>・坂井市商工会</li> <li>・金津村田製作所</li> </ul>
	講座、事業	対象者	
	・事業所職員への資料配布	・事業所職員	

##### ② 健康福祉センター事業等での啓発

年度内に開催される各種会議や研修において、チラシを配布し、受診勧奨を行った。

### (2) 禁煙・分煙推進

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての知識の普及啓発等の対策が求められている。平成15年5月には、受動喫煙の防止に関する規定が盛り込まれた健康増進法が施行された。また、平成30年7月には、望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設を原則屋内禁煙にするなどの規定が盛り込まれた「健康増進法の一部を改正する法律」が公布された。

当センターでは、5月31日の「世界禁煙デー」や5月31日～6月6日の「禁煙週間」に併せて、センター内で受動喫煙防止に関するポスター掲示を行った。



## 9 精神保健福祉

平成5年に精神障がい者が障害者基本法の対象として明確に位置づけられたこと等を踏まえ、平成7年に「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改められ、自立と社会参加の促進のための援助という福祉の要素が加えられた。平成14年度からは、精神障がい者の福祉施策（通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請窓口）は市町が実施している。障がい者の人権を尊重し地域ケアの充実強化を図ることが必要となっている。

### <入院・通院患者数>

（入院患者数：令和5年3月末時点、通院患者数：令和5年3月1か月の人員）

	人口	合計 (入院通院の合計)	人口1万対	入院患者	人口1万対	通院患者	人口1万対
県	748,942	34,606	462.1	1,580	21.1	33,026	441.1
管内計	113,424	4,757	419.4	172	15.2	4,585	404.2
あわら市	26,616	970	364.4	44	16.5	926	347.9
坂井市	86,808	3,787	436.3	128	14.7	3,659	421.5

※人口「福井県の人口と世帯（R5.3.1現在）」より

（福井県障がい福祉課資料より）

### <入院形態別患者数>

（令和5年3月末時点）

	合計			措置			医療保護			任意			その他		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
県	700	880	1,580	3	1	4	421	508	929	269	349	618	8	22	30
管内計	77	95	172	0	0	0	54	59	113	23	33	56	0	3	3
あわら市	19	25	44	0	0	0	14	12	26	5	13	18	0	0	0
坂井市	58	70	128	0	0	0	40	47	87	18	20	38	0	3	3

（福井県障がい福祉課資料より）

### <自立支援（精神通院医療）受給者証交付数および精神障害者保健福祉手帳交付数>

（R5.3.31現在）

	あわら市	坂井市	管内計
自立支援（精神通院医療）受給者証交付数	495	1,660	2,155
精神障害者保健福祉手帳交付数	297	888	1,185

（福井県障がい福祉課資料より）

#### （1）精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況

精神保健福祉法第22～26条の規定に基づき、精神障がい者またはその疑いのある人（自傷他害のおそれのある人）について申請通報があった場合に、事前調査を実施し、必要と認めるときには精神保健指定医の診察を行う。2名の指定医がともに措置入院が必要と判断した場合に措置入院とする。措置入院の対象とはならないが、要治療の場合は、治療に向けた支援を行っている。

（R5.3.31現在）

年度	通報等件数							処理状況				
	一般	警察官	検察官	保護観察所長	矯正施設所長	病院管理者	計	要措置	鑑定実施			調査のみ
									入院医療	通院医療	その他	
R2	-	15	5	-	-	-	20	10	0	0	3	7
R3	-	18	5	-	-	-	23	13	0	0	3	7
R4	-	18	4		1		23	9	0	0	4	10

(2) 精神障がい者の退院支援の状況

入院をした精神障がい者は、地域生活を送るうえで様々なニーズや課題を抱えていることが多く、円滑な社会復帰の観点からは、そのニーズに応じて、退院後に必要な医療・福祉・介護・就労支援等の支援が受けられることが望ましい。平成30年3月、国は医療等の支援を包括的、継続的かつ確実に受けられるようにすることで、地域でその人らしい生活を安心して送れるようにすることを目的として、「地域公共団体による精神障がい者の退院後支援に関するガイドライン」を作成した。県においても平成30年9月から当該ガイドラインの運用を開始し、退院後支援を実施している。

精神障がい者の退院後支援の状況

令和4年度

	措置件数	計画作成		支援状況(3月末日)	
		有り	無し(※1)	継続	終了(※2)
管内通報対応事例	9	4	5	1	3
転入等引継ぎ事例	1	0	1	0	0

※1：1名は県外転出、4名は同意得られず作成なし。

転入等1名は県外在住者のため、医療機関・帰住先保健所と協議の上作成なし。

※2：計画に基づく支援期間は終了であるが引き続き支援継続3件。

(3) 精神保健福祉相談状況（電話、面接、訪問）

心の健康や受診についての相談および社会復帰のための相談指導など、精神保健福祉に関する様々な問題について、精神科医、保健師が電話や面接・訪問による相談に応じている。

- ・精神科嘱託医師による相談：毎月第1・3木曜日午後 予約制
- ・保健師による相談：随時

		R2年度	R3年度	R4年度
精神保健福祉相談件数		1183	409	514
医師による相談件数(実数)	面接	10(10)	12(12)	9(8)
	訪問	1(1)	0(0)	0(0)
保健師による相談件数(実数)	面接	71(27)	12(10)	19(8)
	訪問	130(31)	62(26)	18(7)
	電話	434(64)	169(43)	236(78)
	関係機関との連絡調整	537(95)	154(37)	232(54)

(4) 普及啓発

①障害に対する正しい知識の普及啓発事業（こころを元気にする講座）

精神障害の正しい理解と啓発普及を目的として、一般住民を対象に講演会を開催している。令和元年度は、「こころと上手につきあうために」と題し、臨床心理士による講演会を開催した。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。

②悩みごと総合相談会の開催

自殺の問題は、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」など、様々な問題が複雑に関係している。そこで、9月10日～9月16日までの「自殺予防週間」と、3月の「自殺対策強化月間」にあわせて、法律・仕事・こころの健康等に関する相談窓口を一カ所に設け、専門機関の相談員が相談対応を行う相談支援事業を開催している。

開催日	会場・内容	参加数
R4.9.11(日) 13:00～16:00	会場：坂井健康福祉センター 内容：専門職種による個別相談 ※弁護士、精神科医師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉協議会職員、相談員(依存症、発達障がい、就労に関すること)、女性相談員	延6
R5.3.5(日) 13:00～16:00		延6

(5) 地域関係機関の連携による支援体制の整備

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、関係者による協議の場を通して、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが必要とされている。

これまでも地域における精神保健福祉関係機関の円滑な連携を図るため、管内警察署、市、医療・福祉関係機関等との連絡会を開催してきたが、令和4年度からは、「坂井地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議会」として、支援体制の検討を進めている。

開催日時	出席者	人数	内 容
R5. 2. 10 金) 15:00～16:45	管内警察署 各市精神福祉保健 担当課 管内相談支援事業所	16 所属 20 名	テーマ「生きづらさを抱える方を地域でどう支えるか」  1) 話題提供 ・困難事例を通して地域で生きづらさを抱える精神障害者への対応について共有  2) 個人ワークと支援の検討 ・支援に苦慮する方を地域の一員として受け入れるための支援内容を検討

(6) 自主グループの育成

①精神保健福祉ボランティア（すぎなの会）の支援

平成4年度に精神保健福祉ボランティア講座修了者を中心に結成し、地域で精神障がい者およびその家族を支援することを目的にボランティア活動を行っている。

・会員数:23名

(令和4年度)

開催日時	活動内容	回数	HWC参加数
例会：毎月第4木曜日 13:30～15:00	総会	1	1
	例会	11	0
活動内容	・役員会		
	・研修会		
	・出張デイケア支援		
	・福祉まつり等への参加協力		
	・すぎなまつり→新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		
	・悠々福祉会への支援		
	・その他会議、行事参加		

R4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例会は書面開催とし、1回は中止した。

## 10 母子保健

少子化の一層の進行や女性の社会進出など、母子を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、母子保健においても、それぞれの地域の特性に応じた母子保健対策の推進が必要となってきた。

平成6年6月には、住民により身近な母子保健サービスの向上を目指して母子保健法が改正され、平成9年度からは、3歳児健診・訪問指導などの基本的な母子保健サービスは市町で実施されている。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）が平成23年8月に公布され、未熟児の訪問指導、養育医療、育成医療の実施主体が平成25年度から市に権限移譲された。

当センターでは、広域的、専門的な観点から市を支援するとともに、長期療養児や先天性代謝異常等検査事業の事後指導のため家庭訪問を行い、家庭看護の相談や福祉制度の紹介を行っている。

### (1) 人工妊娠中絶

母体保護法の規定により、人工妊娠中絶が行われた場合は、人口動態の把握に資するため医療機関から保健所に報告される。

報告された人工妊娠中絶（妊娠満22週未満）の多くは、身体的または経済的理由により、妊娠継続や分娩が母体の健康を著しく害するおそれのあるものが主で、年齢階級別では、20代、30代に集中している。

<年齢階級別人工妊娠中絶状況>

(坂井健康福祉センター管内医療機関報告分)

	総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45歳以上	年齢不詳
令和2年度	75	6	11	20	16	17	5	0	0
令和3年度	57	4	9	12	12	14	5	1	0
令和4年度	75	9	11	22	10	12	11	0	0
令和3年度(県)	704	44	137	144	134	160	78	7	0
令和4年度(県)	603	48	106	139	116	120	71	3	0

### (2) 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性甲状腺機能低下症は、早期発見、早期治療を行うことにより、心身障害の発生を防止することが可能であるため、生後5～7日目の新生児に対し、医療機関で検査を行っている。

当センターでは、先天性代謝異常検査の結果が要精密検査となった児について、保護者への相談等の事後指導を行っている。

### (3) 母子医療給付

#### ①小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児がんなど特定の疾患について、その治療が長期間に渡り、医療費の負担も高額となることから、昭和49年以来、小児慢性特定疾患治療研究事業が実施され、治療の確立と普及が図られるとともに医療費の患者自己負担分が補助されてきた。平成17年4月1日からは、安定的な制度として新たな小児慢性特定疾患対策の確立を図るため、児童福祉法に位置付けられた。

当センターでは、新規申請者に対して小児慢性特定疾病医療受給者証の交付や、継続申請時等の相談を実施している。

<小児慢性特定疾病医療費助成制度 認定者数>

(R5.3月審査会分まで)

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に 変じを伴う症候群	骨系統疾患	脈管系疾患	計
認定者数 R2	15	10	6	16	31	6	6	4	4	2	12	9	1	1	1	124
認定者数 R3	19	10	6	16	22	4	6	4	4	2	12	9	1	1	0	116
認定者数 R4	15	7	6	16	22	6	4	3	3	2	13	8	1	1	0	107

②特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、平成16年度から事業が実施されている。平成26年度からは男性側要因による不妊に対しても助成制度が拡大されている。

<特定不妊治療費助成申請受付件数>

	坂井管内	福井県
令和2年度	143	752
令和3年度	198	881
令和4年度	217	489 ※

※福井市除く

(4) 育児不安解消サポート事業 (ぺんぎんクラブ)

育児不安、育児ストレスを抱える保護者に集まる場を提供し、それぞれの思いを表出し、相互に共感しあい、さらに専門的な立場から助言、指導を行うことで育児不安を軽減し、児への適切なかかわりが持てるよう支援することを目的に平成17年度より実施している。また、平成28年度からは事例検討会(ケース相談会)等を行い地域の関係機関の支援を行っている。

<ぺんぎんクラブ>

- ・実施回数 所内での開催 5回  
坂井健康センターでの開催 4回
- ・参加スタッフ 精神科医、臨床心理士、保健師、子育てマイスター(保育士)等
- ・実施内容 グループケアの実施(保護者)、子どもは別室にて託児  
個別相談実施後の検討会

		保護者	子ども
令和4年度参加人数	総数	5(14)	6(11)
	所内(5回)	4(7)	5(5)
	坂井健康センター(4回)	4(7)	4(6)

※( )は延人数

(5) 母子保健担当者との連絡会

管内の母子保健関係者との円滑な連携を図るため、医療機関、保育関係機関、子育て支援センター、母子保健・子ども福祉関係行政機関等との連絡会を実施している。

<管内母子保健担当者との連絡会>

事業名・開催日	内容	参加者
母子保健関係 機関連絡会 R5. 3. 20 14:00~15:30	意見交換会 (テーマ) 「切れ目ない、取りこぼしのない支援について」 事例1: 超未熟児で育児不安があった母への対応 事例2: 面前DVがあるパニック障害を持つ母への対応 事例3: 望まぬ妊娠から出産した母への対応  上記3事例について、下記の観点でグループワークを実施 ① 自所属ではどの時点で関われるか ② 自所属では何ができるか ③ 同様の事例をなくすために必要な連携について	計25名 (18施設・担当課)  管内産婦人科職員・各市母子保健担当者・子ども福祉課職員・管内保育施設保育士・子育て支援センター職員・福井県子ども未来課職員

## 1.1 歯科保健

平成元年に80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという「8020(ハチマルニイマル)運動」が提唱され、平成23年には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行された。県では、平成30年3月に策定された「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」および令和3年4月に施行された「福井県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき歯科保健対策を推進している。

平成30年度は、マイナス1歳からの歯の健康プロジェクトとして、24年度から実施しているフッ化物洗口に加え、親子歯みがき教室が始まった。4、5歳児のフッ化物洗口の実施を希望した施設では、歯科医師、歯科衛生士または園長などによる保護者への説明会を行い、フッ化物洗口を開始した。

令和4年度は、坂井管内では、あわら市7施設、坂井市3施設でフッ化物洗口を実施している。

また、妊産婦を対象とした無料歯科健診や学校保健関係者等を対象とした歯科保健啓発用書籍の貸出などを通し、歯科保健に関する普及啓発を図っている。

## 1.2 栄養改善・健康増進

県では、国の「健康日本21（第二次）」の推進を踏まえ、平成30年3月に「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」（健康増進法第8条に基づく法定計画）を策定し、①子どもから高齢者までの生涯を通じた健康づくり、②「一市町一健康づくり」の推進、③生活習慣病の早期発見と重症化予防、④保険者横断的な予防・健康づくりを推進するため、各種事業に取り組んでいる。

### （1）給食施設における適切な栄養管理の推進

給食施設において、利用者の栄養管理および健康づくりが適切に推進されるよう巡回指導を行っている。また、管理栄養士・栄養士等を対象とした研修会を開催し、給食を通じた利用者の栄養管理および健康づくりを推進するための必要な助言や技術的な指導を行っている。令和4年度の巡回指導は、施設のコロナウイルス感染状況の様子を見ながら、下記のとおり実施した（ただし、医療機関には巡回指導は行わず、書類審査と電話確認を実施）。

<巡回指導実施状況> ※医療機関のみ書類審査を実施 (令和4年度)

	学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	その他	計
特定給食施設	29	5	1	6	13	1	—	55
その他の給食施設	4	2	0	12	5	—	—	23
計	33	7	1	18	18	1	—	78

### （2）地域における栄養改善の取組みの推進

2025年に向け、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、住民が自立した生活を維持していくためには、栄養・食生活支援体制の構築も含めた体制整備が重要となる。地域包括ケアの推進にあたっては、高齢者等の低栄養や重症化予防を図り、栄養状態の改善に向けた取組みが必要となるが、地域での栄養・食生活支援体制は十分に整っていないのが現状である。そこで当センターでは、令和3年度に、「医療機関・施設」と「在宅」間における連携体制の構築を目指し、入退院支援における医療と介護との連携を円滑に進めるための「栄養管理連絡票」を作成し運用を開始した。これを受け、令和4年度には、この運用状況と課題を明らかにするための調査、およびその課題と今後の高齢住民の自立した生活に向けた取組みについて坂井地区在宅ケア推進連絡協議会で共有を図った。

#### <医療機関に対する調査>

日時：令和5年2月

対象：あわら・坂井市に住所のある病院・有床診療所（レディースクリニックを除く）

内容：・退院時・後の栄養管理支援について

- ・摂食・嚥下機能に応じた食形態の院内基準
- ・R5年1月中に入院した件数と退院した件数
- ・R5年1月16日～30日に入院した患者について

#### <ケアマネジャーに対する調査>

日時：令和5年2月

対象：あわら・坂井市の居宅介護支援事務所・包括支援センターのケアマネジャー

内容：・R5年1月1日現在の担当利用者数

- ・R5年1月中に入院した件数と情報提供方法
- ・R51月16日～30日に退院した担当利用者について  
→退院時の食事、情報提供方法

<報告> ※坂井地区広域連合が行う「在宅ケア推進連絡協議会」で実施

日 時：令和5年3月15日

参加者：坂井地区医師会代表、居宅介護支援事業所代表、訪問看護ステーション代表、  
介護保険事業者代表、医療機関栄養部代表、地域包括支援センター、市高齢福祉  
所管課、市栄養所管課

内 容：①栄養管理連絡票の実施状況とその課題について  
②地域包括ケアシステムにおける栄養・食生活支援体制の今後の方向性について

### (3) 食品表示適正化の推進

令和2年4月製造分からは、原則として、全ての一般用加工食品および添加物に栄養成分表示が義務化された。食品関連事業者が、食品表示法（保健事項）および健康増進法第65条第1項に基づき、適切な表示を行うことができるよう相談窓口を設置している。

<相談状況>

(令和4年度)

食品表示法（栄養成分表示等）	健康増進法（虚偽誇大広告等）	計
14	2	16

### (4) 「ふくい100彩ごはん」による食環境整備の推進

県では、「ふくい100彩ごはん」プロジェクトとして、家庭でのバランスのよい食事を普及させるとともに、外食・中食（家庭に持ち帰り食べる食事）でも安心して健康に配慮した食事ができる環境を進めている。

飲食店や社員食堂の定食や弁当、スーパー等の惣菜を対象に、県独自の基準を満たしたヘルシーメニューや惣菜を募集し、「ふくい100彩ごはん」として認証することで、県民の健康づくりを推進している。また、令和元年度からはやせ・フレイル対策として、配食事業者にも働きかけ、たんぱく質や不足しがちなミネラルに配慮したメニューも認証している。

<「ふくい100彩ごはん」認証店舗数>

		飲食店・弁当店	惣菜店	社員食堂	配食事業者	計
R2年度	あわら市	3	2	1	—	23
	坂井市	4	7	2	4	
R3年度	あわら市	3	2	1	—	23
	坂井市	4	6	2	5	
R4年度	あわら市	3	1	0	—	22
	坂井市	5	7	2	4	

### (5) 「スニーカービズ」の推進

働いている人の多くは職場で過ごす時間が長く、運動する時間を確保することが難しいと考えられる。そこで本県では、歩きやすい靴を履いて出勤することで、仕事の合間や休憩時間を利用して歩く等、手軽に運動機会を確保することができる「スニーカービズ」を新たな県民運動として推進している。

(6) 一市町一健康づくりの推進

市町の健康づくりに対する支援を行うとともに、市町保健推進員等を「わがまち健康推進員」として登録し、地域での健康づくり活動の活性化を図っている。

<わがまち健康推進員 登録団体>

- ・あわら市食生活改善推進員会
- ・あわら市健康づくりサポーター
- ・坂井市健康サポーター
- ・坂井市食生活改善推進員会

(7) 食生活改善推進員活動の支援

地域の健康づくり実践の担い手となる団体の活動を支援している。

<坂井食生活改善推進員連絡協議会活動状況> 会員数 89 名 (令和4年度)

事業名	回数	参加者数	開催地区
おやこの食育教室	1	10	坂井市三国地区
生涯骨太クッキング	1	10	あわら市
全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト (若者世代)	1	16	坂井市坂井地区
〃 (高齢世代)	2	40	坂井市丸岡地区 坂井市春江地区
事業所サポート事業	7	112	全地区
大豆メニュー普及啓発事業	4	—	ハートピア春江 ハピテラス (2回) のうねコミュニティセンター

事業名	回数	参加者数	備考
総会	1	29	委任状 47 名
理事会	7	—	
中央献立研究会 (母子栄養強化活動事業含む)	5	56	

### 1.3 難病対策

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病は、これまで「難病対策要綱」（昭和47年）により、56疾患が法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施してきたが、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることを目的とし、難病の患者に対する医療等に関する法律が平成26年5月23日に成立し、平成27年1月から施行された。対象疾患は随時拡大されており、令和5年3月時点では338疾患が対象となっている。

これらを踏まえて、当センターでは、特定医療費（指定難病）医療給付の申請業務、福井県難病患者地域支援対策推進事業（医療相談事業、訪問相談・指導事業、難病対策地域協議会）、福井県人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援、重症難病患者在宅療養支援事業、パーキンソン病の患者会の活動の支援を行っている。

#### (1) 医療給付

特定医療費（指定難病）については、医療費の負担軽減を図ることを目的に医療費の公費負担が行われている。

階層区分	階層区分の基準		【自己負担割合：2割 入院+外来(院外薬局、訪問看護を含む)】		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市民税 非課税 (世帯)	本人年収～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市民税	課税以上7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市民税	7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市民税	25.1万円以上	30,000	20,000	
入院時の食費		全額自己負担			

#### (2) 福井県難病患者地域支援対策推進事業

##### ①医療相談事業

患者等の療養上の不安解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士等による医療相談班を編成し、地域の状況を勘案のうえ、患者等の利用のしやすさやプライバシーの保護に配慮した会場を設置し、相談事業を実施している。

開催日	対象疾患	内容	指導者	参加数
R4.10.20	消化器系疾患	個別相談会	管理栄養士	5名
R4.11.17	神経系疾患	個別相談会	理学療法士	6名

##### ②訪問相談・指導事業

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、対象者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問相談・指導（診療も含む）事業を実施している。

③難病対策地域協議会の実施

地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に難病対策地域協議会（地域ケアシステム検討会議）を実施しているが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大により開催を中止している。

(3) 福井県人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

人工呼吸器装着または気管切開をしている在宅の難病患者、家族、支援に関わる者が、災害発生時に適切な対応ができるよう、平時からの備えを中心とした体制整備を図ることを目的に、対象患者の把握、リスト等の作成や災害時個別対応マニュアル作成を支援している。

(4) 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業

令和2年度より、在宅で24時間人工呼吸器を装着している難病患者（小児慢性特定疾病含む）に対し、災害時等に停電が起こった場合の安全確保を目的として、簡易自家発電装置等の購入に要する経費の助成を開始している。

(5) 重症難病患者在宅療養支援事業

在宅人工呼吸器装着難病患者および気管切開難病患者がレスパイト入院および長時間訪問看護（3時間以上8時間以内）を利用した場合、受入れをした医療機関および訪問看護事業者に対し県が一定額を助成し、安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図る。

<令和4年度実績>

登録者数		10名		
一時入院	利用人数（実）	2名	利用日数（合計）	0日
長時間訪問看護	利用人数（実）	2名	利用時間（合計）	77時間

(6) 患者会への支援

管内にはパーキンソン友の会があり、当センターでは、会の運営に対しての相談や協力をおしで活動を支援している。令和3年度より新型コロナウイルス感染症の蔓延により、活動を休止中。

名 称	設置 年月日	会員数 (R3.3月 末)	活動内容
坂井地区パーキンソン友の会	H9. 4. 24	6	会報発行 1回 書面決裁による総会開催

## 1 4 地域保健業務

### (1) 地域保健・福祉等関係職員の資質の向上

#### ① 地域保健・福祉・環境関係職員研修

多様な住民ニーズに対してより質の高い総合的サービスの提供ができるよう、県および市町の地域保健・福祉・環境関係職員を対象に研修を実施している。また、研修内容の実施報告・評価や企画検討を行うための委員会を開催している。

実施日・会場	内 容	講 師	参加人数
令和5年 3月16日(木) 13:30~15:30	「社会的処方による支援のあり方」	坂井内科クリニック 院長 坂井健志先生	30人

#### ② 実習生の受け入れ

地域における保健福祉の行政機関としての当センターの機能、役割を知り、実際の体験を通して理解を深めることを目的に、医師・保健師・栄養士等学生の公衆衛生実習の受け入れを行っている。

対象学生	学 校 名	日 程	期 間	人 数
医学部学生	福井大学	令和4年 7.7~7.8	2日間	12名
保健師等学生	福井県立大学	令和4年 9.5~9.9	4日間	3名
	福井大学	令和4年 6.27~7.8 令和5年 2.14	10日間 1日間	5名 6名
栄養士学生	仁愛大学	令和4年 9.5~9.9	5日間	4名

### (2) 学校保健との連携

坂井地域の小・中・高等学校等と連携し、児童・生徒を取り巻く問題について情報交換や研修会を開催している。感染症予防や薬物乱用防止の情報提供、高校へのエイズ啓発物の配布、精神保健関係では関係機関職員を対象とした事例検討や学習会等をとおして連携を深めている。

### (3) 市が策定する各種計画への支援

各市が福祉保健総合計画等を策定するにあたり、県計画等との整合性および調整を図るためアドバイザーとして参画し、助言、指導等を行っている。

<管内 2 市福祉保健等関係計画策定状況一覧>

(R5. 3. 31 現在)

	市町村が作成する計画	根拠法令	内容	あわら市	坂井市	県計画の状況
福祉	地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画	○ R3. 3 改定	○ R3. 3 改定	
	障がい者計画	障害者基本法第 11 条の 3 項	障害者のための施策に関する基本的な計画	○ R3. 3 改定	○ R3. 3 改定	「第 6 次福井県障がい者福祉計画」(H30～R4)
	障がい福祉計画	障害者総合支援法第 88 条	障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	○ R3. 3 改定	○ R3. 3 改定	「第 6 次福井県障がい者福祉計画」(H30～R4)
	障がい児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20	障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画	○ R3. 3 改定	○ R3. 3 改定	「第 6 次福井県障がい者福祉計画」(H30～R4)
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条	質の高い幼児期の教育・保育の提供、量的拡大・質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実に関する計画	○ R2. 3 改定	○ R2. 3 改定	「福井県子ども・子育て支援計画」(R2～R6)
	介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画	坂井地区広域連合で改定 R3. 3		「第 8 期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画」(R3～R5)
	高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画	○ R3. 3 改定	○ R3. 3 策定	
保健	健康増進計画	健康増進法第 8 条	住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画	○ R3. 3 策定	○ R3. 3 策定	「第 4 次元気な福井の健康づくり応援計画」(H30～R5)
	食育推進計画	食育基本法第 18 条第 1 項	食に関する知識と食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育に関する計画	○ R3. 3 策定	○ R3. 3 策定	「第 3 次ふくい の食育・地産地消推進計画」(H31～R5)
医療	特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律 第 18 条	生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健康審査・保健指導の実施	○ H30. 3 改定	○ H30. 3 改定	
	データヘルス計画	日本再興戦略	健診・レセプトデータの分析に基づいて保健事業を PDCA サイクルで効果的、効率的に実施する計画	○ H31. 3 策定	○ H31. 3 策定	
防災	地域防災計画	災害対策基本法第 40 条	関係機関が全機能を有効に発揮して生命・身体・財産を災害から保護するための計画	○ H27. 3 改定	○ R4. 3 改定	福井県地域防災計画
感染症	新型インフルエンザ等行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、実施する措置に関する計画	○ H26. 3 策定	○ H26. 3 策定	福井県新型インフルエンザ対策行動計画 (H25 策定)

#### (4) 地域医療構想・第7次地域医療計画の推進

##### ① 「福井・坂井地域医療構想調整会坂井分科会」の開催

【日 時】 令和5年3月1日(水) 19:00～20:20

【会 場】 金津本陣IKOSSA 3階 市民文化研修センター大ホール

【出席者】 管内の医療、福祉、行政関係者および県地域医療構想アドバイザー 19名

#### (5) 坂井地区における在宅医療の推進

坂井地区では、坂井地区医師会が中心となり、地域単位での在宅医療体制を整備するために在宅ケアに取り組んでいる。

先進的な取り組みとして、平成24～27年度に福井県と東京大学によるジェロントロジー共同研究に坂井地区医師会、坂井地区広域連合が参画し、「坂井地区在宅ケア体制モデル」の構築、全県展開に寄与した。当センターは、この事業の推進を担った「坂井地区在宅ケア将来モデル推進協議会」の支援を行った。

平成28年度以降は、坂井地区広域連合に「坂井地区在宅ケア推進連絡協議会」を設置し、在宅ケア体制のさらなる充実に取り組んでおり、当センターでは、引き続き支援を行っている。

また、平成27年度に、県事業として医療と介護が連携し自宅等での生活や療養が円滑に行えることを目的とした『福井県「退院支援ルール」』を策定。平成28年度から運用を開始した。平成30年度には、入院前から退院後までを一体的な支援を強調するために名称を「福井県入退院支援ルール」に改正した。

#### <令和4年度健康福祉センターの主な取り組み>

項目	内容
管内市との連携	・あわら市地域ケア会議への参加 ・あわら市認知症初期集中支援チーム検討委員会への参加
坂井地区広域連合との連携	・坂井地区介護保険運営協議会への参加 ・坂井地区在宅ケア推進連絡協議会への参加 ・地域包括支援センター運営協議会への参加
介護保険自主組織との連携	・介護保険事業者ネットワークさかいへの参加
高齢者権利擁護事業体制整備	・あわら市老人ホーム入所措置判定委員会への出席
入退院支援ルールの運用	・坂井市丸岡包括支援センターでの多職種連携会議において、「福井県入退院支援ルール」に関する講義を実施

#### (6) 健康危機管理体制の整備

健康危機が発生した時に、組織としての初動対応が迅速かつ的確に行えるよう、平時から体制整備や研修会等を通して職員の資質向上に努めている。

##### ① 体制整備

「健康福祉センター健康危機管理対応要領」「健康福祉センター災害時対応要領」「健康危機管理対応マニュアル」の整備

連絡体制網の整備

健康危機管理対応物品の準備、管理

災害時アクションカードの見直し

##### ② 研修会・訓練の開催、参加

所内研修会の開催

健康危機発生時の初動対応について

防護服着脱訓練、コロナ車取り扱い説明会

高原病性鳥インフルエンザ発生時の対応手順

(7) 新型インフルエンザ対策

福井県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、地域の実情に応じた運用面での検討や情報交換等として「新型インフルエンザ等対策地域調整会議」を実施している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、管内の医療・行政・福祉・教育分野の幅広い地域関係者と体制整備や対応方針の共有を行った。

【開催日時】令和4年11月9日（水）19：30～21：10

【会 場】坂井地区広域連合 2階会議室

【出席者】管内の医療・行政・福祉・教育関係者 23名

## 1 5 感染症対策

### (1) 感染症発生届出状況

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づく医師の診断による感染症発生届出状況は下記のとおりである。1類から4類まではすべてを診断後直ちに届出、5類は全数把握と定点把握という類型に区分されている。

<感染症発生届出状況>

(令和 4. 12. 31 現在)

感染症名		管内 (件)	福井県 (件)
1類		0	0
2類	結核	6	57
3類	腸管出血性大腸菌感染症	1	12
	腸チフス	0	0
4類	E型肝炎	0	2
	A型肝炎	0	0
	重症熱性血小板減少症候群	0	1
	デング熱	0	0
	日本紅斑熱	0	1
	レジオネラ症	1	12
5類	アメーバ赤痢	0	2
	ウイルス性肝炎	0	2
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	0	8
	急性脳炎	0	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	4
	後天性免疫不全症候群	0	2
	ジアルジア症	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	2
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	13
	水痘 (入院例に限る)	0	1
	梅毒	1	65
	破傷風	0	1
	百日咳	0	1
	風しん	0	0
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	17,567	168,674

<相談対応>

- ・インフルエンザ発生報告の指導 19件

(2) 感染症発生動向調査の実施

現在の染症の流行状況を把握し、今後の流行予測と効果的な予防対策のため、感染症発生動向調査を実施している。

調査結果を管内の市・医療機関・社会福祉施設等に還元し、感染症予防対策に活用している。

(3) ライフステージに応じた感染症予防教室の開催

感染症に関する正しい知識の普及啓発を図るために、学校・施設・各種団体等に対して、各対象に応じた感染症予防教室を開催している。

<ライフステージ別感染症教室開催状況>

日 程	対 象 施 設 等	内 容	参加人数
R4. 4. 20	民生委員・児童委員	コロナ禍における訪問活動について	約 60 名
R4. 7. 7	ライフケアはるさか	高齢者施設におけるクラスター発生後の振り返って ・施設からの振り返り報告 ・演習 ・防護服着脱訓練	約 20 名
R4. 10. 19	長寿園・長寿の郷	高齢者施設におけるクラスター発生後の振り返って ・施設からの振り返り報告 ・演習 ・防護服着脱訓練	約 23 名
R4. 11. 16	社会福祉法人 生喜会	高齢者施設におけるクラスター発生後の振り返って ・施設からの振り返り報告 ・演習 ・防護服着脱訓練	約 23 名
R5. 1. 24	藤田神経内科関連施設	高齢者施設におけるクラスター発生後の振り返って ・施設からの振り返り報告 ・発生初動体制シミュレーション	約 20 名

(4) 管内市との連絡会 R4. 4 月 開催

市教育委員会との学校における新型コロナウイルス感染症発生時の対応について方針を確認

(5) エイズ予防対策

エイズのまん延防止を目的に、面接相談、電話相談および抗体検査を実施し、感染防止や感染に対する不安の解消に努めている。また、エイズ検査普及週間・世界エイズデーに合わせ、普及啓発や夜間検査を実施している。

<エイズ相談・検査件数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	24	60	25	29	19
検査件数	18	39	12	13	15

(6) 肝炎対策

肝炎のまん延防止を目的としてB型肝炎、C型肝炎のウイルス検査を実施している。

<肝炎相談・検査件数>

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	B型	C型	B型	C型	B型	C型	B型	C型	B型	C型
相談件数	94	50	101	44	94	50	92	47	89	16
検査件数	15	15	23	23	15	15	18	18	10	10

(肝炎治療特別促進事業に関する相談含む)

(7) 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎およびC型肝炎患者の肝硬変、肝がん等への重症化防止のために医療費助成を行っている。

<肝炎治療特別促進事業申請件数>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
インターフェロンフリー治療	9	7	8
核酸アナログ製剤治療(新規)	3	2	4
核酸アナログ製剤治療(更新)	32	78	77
合計	44	87	89

## 15-2 結核予防

結核は確実な治療を行えば完治できる時代になったが、全国では年間2万人弱の新登録患者が発生している日本の重大な感染症である。管内では、令和4年に新たに6人の結核発生があり、免疫力の低下した高齢者の発症が多くみられた。

結核発生の予防およびまん延防止、適正な医療提供、正しい知識の啓発など、今後も結核対策を一層充実する必要がある。

### (1) 結核登録患者の状況

#### ① 登録患者数

(令和4.12.31現在)

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	50,012	46,609	41,778	36,076	31,519
福井県	224	208	155	127	110
管内計	25(6)	17(1)	16(3)	10(1)	10(1)
あわら市	4(1)	1(0)	4(1)	3(0)	3(0)
坂井市	21(5)	16(1)	12(2)	7(1)	7(1)

\* 令和3年以前の数値に誤りがあったため、修正を行った。

\* ( ) 内は潜在性結核感染症を再掲

#### ② 新登録患者数

(令和4.12.31現在)

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	23,004	22,144	18,314	16,659	15,260
福井県	118	91	80	79	57
管内計	7(4)	8(0)	11(4)	5(2)	6(2)
あわら市	2(0)	1(0)	5(2)	2(1)	3(2)
坂井市	5(4)	7(0)	6(2)	3(1)	3(0)

\* 令和3年以前の数値に誤りがあったため、修正を行った。

\* 潜在性結核感染症含む。( ) 内は潜在性結核感染症を再掲

### (2) 結核定期健康診断

感染症法に基づき、結核のり患率が高い高齢者、医療従事者や教育関係者等、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある者に対して結核定期健康診断の受診状況を把握し、発病の早期発見に努めている。

### (3) 普及啓発

結核予防週間に合わせ、管内医療機関や社会福祉施設等関係機関に対するリーフレットの配布等を通じ結核の知識の普及に努めている。

### (4) 結核定期外健康診断（接触者健康診断・管理検診）

結核発生時（届出時）には、本人・家族・接触者の状況を迅速に把握し、必要な方に健康診断を実施することで新たな感染者および発病者の早期発見に努め、感染拡大防止を図っている。

また、結核患者の治療終了後2年間は、結核の再発早期発見のため、管理検診を実施している。

<接触者健康診断・管理検診受診状況>

令和4年度

	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検査項目（重複あり）			
				ツ反	喀痰	IGRA	胸部X線
接触者健診	80	78	97.5	0	0	78	0
管理検診	8	8	100.0	0	0	0	8

(5) 結核患者地域 DOTS 事業

結核患者の治療中断を防止し、確実な治癒をめざすために全結核患者に対し規則的内服が継続できるよう支援する「結核患者地域 DOTS 事業」を実施している。

①事業内容

- ・入院中の患者訪問
- ・地域 DOTS 個別支援計画の決定
- ・退院後の地域 DOTS の実施
- ・DOTS カンファレンスの実施
- ・コホート検討会の開催

<新登録結核患者 服薬支援状況>

令和4年

		人数
地域 DOTS		6
内 訳	原則毎日服薬確認	0
	週に1回程度の訪問・電話連絡	0
	月1回程度の訪問・電話連絡	6
	入院中のため病院に服薬支援を依頼	0
院内 DOTS		0
死亡、転出等		0
計		6

## 1 6 食品衛生

### (1) 食品衛生法関係

食品衛生法第 54 条に基づく許可件数は 1,828 件であり、昨年度より 19 件増加した。

福井県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導として、当センターでは芦原温泉旅館および海水浴場周辺の旅館等を重点監視指導施設に選定し、食品衛生の確保について指導を行っている。その他の施設についても、定期的に通常監視指導を実施している。

また、例年、坂井食品衛生協会と連携して、食品衛生月間フェア（8 月）および同協会食品衛生指導員と行う夏季・冬季の合同巡回指導など、食品衛生の普及啓発に関する事業を展開していたが、令和 2 年度から令和 4 年度にかけては新型コロナウイルス感染症の全国的な流行により中止または事業の縮小を余儀なくされた。

食中毒の発生状況として、全国的にノロウイルス、カンピロバクター、アニサキスなどによる食中毒が季節を問わず多発している。また、県内ではアニサキス、ノロウイルス、黄色ブドウ球菌による食中毒が発生した。当センター管内において令和 4 年度は食中毒事件の発生は 3 件であったが、こうした食中毒を予防するため、上記の監視指導により更なる食品衛生の普及啓発を行う必要がある。

令和 2 年に施行された改正食品衛生法では、すべての食品等事業者に対し一般衛生管理に加え、HACCP(ハサップ)\*の考え方を取り入れた衛生管理の実施を義務付けており、この導入に関し、事業者への指導、助言を行っている。

\* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

### (2) 福井県食品衛生条例関係

本条例は、令和 3 年 3 月 22 日に上述の食品衛生法の第 2 次施行に伴い廃止され、対象業種は法に基づく許可または届出業種となっている。

### (3) 食中毒発生状況

令和 4 年度は、県内で 18 件の食中毒事件（県管轄地域 8 件、福井市 10 件）が発生した。当センター管内での発生は 3 件で、全てアニサキスが病因物質であった。

### (4) 食品衛生講習会等の実施状況

食品衛生意識の向上および食中毒事故の防止を目的として、例年、主に事業者（食品等事業者、社会福祉施設、病院など）を対象に食品衛生講習会を実施している。

<食品衛生講習会等実施状況>

(令和 4 年度)

	食品衛生講習	一般消費者	児童・生徒等	計
実施回数	12	0	0	12
受講者数	908	0	0	908

### (5) 調理師、製菓衛生師免許事務

調理・菓子製造業務従事者の資質の向上を図るため、福井県として調理師・製菓衛生師試験を年 1 回実施している。

<調理師免許および製菓衛生師免許登録状況>

(R5.3.31現在)

項目 年度	調理師		製菓衛生師	
	4年度登録者数	累計登録者数	4年度登録者数	累計登録者数
4	32	5,952 <sup>※1</sup>	6	301 <sup>※2</sup>

※1 令和4年度調理師免許登録消除件数：0件

※2 令和4年度製菓衛生師免許登録消除件数：0件

(6) 食品の検査状況

福井県食品衛生監視指導計画の食品等収去検査計画に基づき、年間を通じて収去検査を実施している。立入検査時および収去検査の結果、違反および不適合事項を発見した際は、速やかに改善措置を講ずるよう食品等事業者に対し指導を行っている。

<収去検査結果>

(令和4年度)

事業名	収去数	規格基準不適数	表示不適数
春の行楽シーズン衛生対策	11	0	0
添加物検査	5	0	1
畜水産食品検査	4	0	0
夏期食品一斉取締り	38	0	0
輸入食品検査	7	1	0
野菜・果物検査	6	0	0
秋の行楽シーズン衛生対策	11	0	0
玄米検査	2	0	0
アレルギー特定原材料	2	0	0
年末食品一斉取締り	34	0	0
クドアモニタリング	1	0	0
容器包装検査	3	0	0
合計	124	0	1

17 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく畜犬登録、狂犬病予防注射済票の交付および再交付事務については、平成12年度から市町村に事務委任された。狂犬病予防注射の接種率70%以上を保つよう福井県でも努力しており、管内市町の接種率は70%以上を維持しており、今後も効果的な対策が必要である。

<市町別犬の登録及び予防注射接種状況>

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	登録頭数	注射頭数	接種率(%)	登録頭数	注射頭数	接種率(%)	登録頭数	注射頭数	接種率(%)
あわら市	1,126	922	81.9	1,125	926	82.3	1,139	933	81.91
坂井市	3,886	3,073	79.1	3,808	3,135	82.3	3,689	2,973	80.59
福井県	30,190	23,357	77.4	30,332	24,044	79.1	30,136	23,625	78.39

## 1 8 動物愛護

健康福祉センターでは、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）」に基づいた第一種動物取扱業の登録、特定動物飼養・保管の許可および第二種動物取扱業届出の受理等を行うとともに、これらの施設の監視指導を「福井県動物取扱業等監視指導実施要領」に基づき実施するほか、「福井県動物の愛護および管理に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき飼い犬こう傷事故対応を行っている。

なお、県では福井県動物愛護センターに動物管理業務の多くを集約し、法および条例に基づき、適正飼養の普及啓発や犬猫の保護・引取り、それらの譲渡等の事業を実施している。

<第一種動物取扱業登録数> (R5. 3. 31 現在)

販売	保管	貸出	訓練	展示	業種数	施設数
14	27	2	2	7	52	38

<第二種動物取扱業登録数> (R5. 3. 31 現在)

譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	業種数	施設数
1	1	1	0	2	5	2

<特定動物飼養・保管許可数> (R5. 3. 31 現在)

施設数	カメ目かみつきがめ科	ワニ目アリゲーター科	トカゲ目ボア科
3	2 匹	1 匹	1 匹

<咬傷等事故等件数> (R5. 3. 31 現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
犬の咬傷事故件数	3	5	0
特定動物逸走件数	0	0	0
特定動物事故件数	0	0	0

## 1 9 生活衛生

地域住民の日常生活に密着した生活衛生業務は、近年、住民のニーズの多様化および生活水準の向上に伴い、個々に応じた適切な対応が求められている。

### (1) 生活衛生営業関係

近年、営業施設・設備の近代化や多様化が進んでおり、当センターでは、利用者の衛生的で快適な生活を確保するため、施設の立入検査、監視指導等を行っている。特に、入浴施設については、レジオネラ症防止対策として浴槽水の検査も実施し、指導を強化している。

なお、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の全国的な流行により監視指導の一部中止を余儀なくされた。

また、住宅宿泊事業法（民泊）の窓口として届出の受理および実績の定期報告を受けている。

<生活衛生六法・住宅宿泊事業法施設数>

(R5. 3. 31 現在)

種 別		市 別		
		あわら市	坂井市	管内計
理容所		33	89	122
美容所		55	199	254
クリーニング所	クリーニング所	5	18	23
	取次所	22	76	98
公衆浴場		11	13	24
興行場	常設	3	5	8
	仮設	0	0	0
旅館	旅館・ホテル	45	40	85
	簡易宿所	8	33	41
	下宿	0	1	1
住宅宿泊事業法（民泊）		1	2	3
管内計		183	476	659

(2) 水道関係

当センターでは、県が策定した「水道水質管理計画」に基づき水道事業者に対し、施設等の適正な維持管理と安全で清浄な水の安定供給に努めるよう、水道施設の監視指導を実施している。

(R5. 3. 31 現在)

市 名	上 水 道	
	給水人口（人）	
	計 画	現 在
あわら市	30,800	24,154
坂井市	93,400	89,062
管内計	124,200	113,216

(3) 温泉関係

当センターでは、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するとともに、温泉の利用の適正を図るため、温泉利用施設の立入検査および指導等を実施している。

<温泉泉源数>

(R5. 3. 31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
81	7	88

(4) 特定建築物関係

多数の人が一時的に集まり使用する大型の建物は、快適で衛生的な空気環境が要求されるため、当センターでは施設の立入検査を実施していたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策として書面での調査のみを実施した。

＜特定建築物届出施設数＞ (R5.3.31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
16	28	44

(5) 遊泳用プール

遊泳用プールの衛生の確保およびプールの安全を図ることを目的として、当センターでは施設の立入検査を実施していたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策として書面での調査のみを実施した。

＜遊泳用プール数＞ (R5.3.31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
3	7	10

## 20 廃棄物対策

本県では、平成14年3月に、限りある資源の循環を目的とした「福井県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を図っており、さらなる資源の有効利用のため、令和3年3月にこの計画を改正した。

当センターにおいても、この計画を踏まえ、ごみや産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図るとともに、不法投棄された廃棄物の住民参加による撤去作業および不適正処理防止の啓発活動を行っている。

(1) 産業廃棄物関係

産業廃棄物の適正処理に係る処理事業者・排出事業者の指導に加え、「おいしいふくい食べきり運動」、「ごみゼロ社会」運動（廃棄物減量化宣言）の参加事業所の拡大により、ごみ減量化・リサイクルの推進に対する意識啓発および環境美化の推進に努めている。

また、産業廃棄物処理施設は地域住民から迷惑施設として受けとられ、その確保が困難な状況にあることから、処理施設に係る様々な問題点を話し合うために、地域住民、事業者、関係行政機関で構成する地域懇話会を発足させ、地域の理解が得られる処理施設づくりに努めている。

＜産業廃棄物処理業者（廃棄物処理法第14条関係）＞ (R5.3.31 現在)

処理業者の許可内容	処理業者数（管内）		
	県内	県外	合計
産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まないもの）	129	141	270
〃（積替保管を含むもの）	19	2	21
産業廃棄物処分業（中間処理のみ）	20	2	22
〃（最終処分のみ）	0	0	0
〃（中間処理・最終処分）	1	0	1
特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まないもの）	8	38	46
〃（積替保管を含むもの）	4	1	5
特別管理産業廃棄物処分業（中間処理のみ）	0	0	0
〃（最終処分のみ）	0	0	0
〃（中間処理・最終処分）	0	0	0
合 計	181	183	364

## (2) 一般廃棄物関係

家庭から排出される一般廃棄物は年々増加しているが、市においては分別収集を徹底し、資源ごみの回収を行うことにより一般廃棄物の減量化に努めている。

## (3) 廃棄物の適正処理の推進

不適正処理を早期に発見するため、管内の重点地区について、職員および民間警備会社によるパトロールを実施しているほか、特に悪質な事案については、監視カメラによる監視も実施している。

既に不法投棄がされている箇所については、放置しておくとならぬ不法投棄の増加につながる可能性があるため、地域住民・廃棄物関係事業者の参加のもと、不法投棄された廃棄物の撤去活動を行い、併せて不法投棄を防止するための啓発を行っている。

また、土砂採取跡地等への廃棄物の不法投棄等や野焼きの未然防止を図るため、廃棄物不法処理防止坂井ブロック連絡協議会の活動を充実強化し、警察署を含む他の行政機関や市および地域団体等との連携強化を図っている。

さらに、石川県との県境付近は山地であり人目につかないことから、廃棄物の不法投棄の起きやすい地帯であるため、石川県と相互に県境を越えてのパトロールを行っている。

## (4) その他の監視指導

使用されなくなった廃PCB入りのコンデンサー等の保管施設に立入検査を実施し、保管状況の監視を行うとともに令和9年3月までにその処分を行わなければならないことから、早期の処分を行うよう指導している。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づき、廃自動車の引取業者、解体業者、フロン類の回収業者の施設の立入検査を実施している。

## 2.1 公害防止

本県では、平成30年3月に環境政策の指針である「福井県環境基本計画」を見直し、「ふるさと美しい環境を守り育て 福井の活力につなげる」を基本目標に掲げ、5つの重点プロジェクト（「タイムスケープ研究・活用プロジェクト」、「自然活用推進プロジェクト」、「未来を守るストップ温暖化プロジェクト」、「企業等による地域貢献プロジェクト」、「美しいふるさと景観づくりプロジェクト」）を立て、特に力点を置いて進めるべき施策を提示している。

当センターとしても、この計画に基づき住民の生活の質の維持・向上を図るため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等、各環境関連法令に基づく届出施設等の立入検査や監視等を行い、日常生活および事業活動における環境の保全や化学物質の適正管理を指導している。

### <公害関係法令施設>

(R5.3.31現在)

公害関係工場・事業場		数
水質汚濁防止法対象工場・事業場		427
大気汚染防止法対象工場・事業場（ばい煙発生施設）		131
同上	（特定粉じん発生施設）	0
同上	（揮発性有機化合物排出施設）	4
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場		11
フロン排出抑制法対象登録事業所（第一種フロン類充填回収業者）		56
公害防止管理者選任工場・事業場		28
福井県公害防止条例	特定工場	6

	特定施設設置工場・事業場	22
	公害防止管理責任者選任工場・事業場	88

(1) 水環境の保全

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法や福井県公害防止条例に基づき、工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、河川等における魚類のへい死や油流出事故等の水質異常時において、必要な調査を実施している。

(2) 大気環境の保全

大気環境を保全するため、大気汚染防止法や福井県公害防止条例に基づき、ボイラーや焼却炉等のばい煙発生施設、溶剤の乾燥施設等の揮発性有機化合物排出施設等を設置する工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、アスベスト（石綿）が使用されている建築物の解体、改造または補修等の作業に際して立入検査を行い、アスベストの飛散・漏洩防止のために必要な措置を指導している。

(3) ダイオキシンの排出抑制と関連施設の監視

ダイオキシン類による環境汚染を未然に防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設を設置する工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、特定施設周辺等の環境の状況を把握するため、大気、河川の水質、河川の底質（川底の泥）、公園等の土壌について、調査を実施している。

<令和4年度における公害関係法に基づく工場・事業場の検査数>

調査対象	区分	調査数
水質汚濁防止法	排水の水質検査	22 施設
大気汚染防止法	排出ガスのばい煙検査	5 施設
大気汚染防止法	排出ガスの揮発性有機化合物検査	1 施設
	特定粉じん排出等作業におけるアスベスト検査	2 施設
ダイオキシン類対策特別措置法	排出ガスのダイオキシン類検査	1 施設
	排出水のダイオキシン類検査	1 施設

<令和4年度におけるダイオキシン類の環境調査数>

区分	調査数
大 気	1 地点 (年4回)
地 下 水	0 地点 (年1回)
土 壌	0 地点 (年1回)

(4) 地下水の汚染防止

地下水の汚染を早期発見するため、管内をいくつかの区域に分け、区域内の地下水の調査を実施している。

また、過去に汚染が見つかった地点について、継続的な監視を行っている。

(5) 土壌環境保全対策

改正土壌汚染対策法（平成 31 年 4 月 1 日施行）により、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の形質変更面積が変わったことに伴い、その周知と適切な届出指導を行っている。

また、水質汚濁防止法の有害物質を使用していた特定施設が廃止された時点等において、土壌汚染の有無の把握のため施設の立入検査を実施し、必要な指導を行っている。

土地の形質変更に伴う届出（21 件）を受領し、土壌汚染のおそれの有無等を確認している。

(6) フロン類の漏出防止対策

フロン排出抑制法に基づき、フロン類充填回収業者への立入検査や監視等を行っている。

(7) 公害防止組織の整備の推進

工場等における公害を防止するための組織の整備を推進するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止管理者、公害防止統括者等の選任状況の確認および選任のための指導を行っている。

また、福井県公害防止条例に基づき、公害防止管理責任者の選任状況の確認および選任のための指導を行っている。

(8) 公害苦情への対応

公害苦情の実態を把握し、公害苦情に対して的確に対応するため、公害苦情の件数や処理状況等を整理している。

<令和 4 年度公害苦情件数>

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	計
1	0	0	0	0	0	1	0	0	2

### Ⅲ 資料

#### ● 協議会名簿

##### (1) 坂井健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条および福井県健康福祉センター運営協議会条例に基づき設置される協議会で、地域保健および保健所の運営に関する事項ならびに地域福祉および健康福祉センターの運営に関する事項を審議する。

R5. 5. 1 現在 (任期 R7. 3. 31 まで)

区 分	氏 名	役 職 名
市	森 之 嗣	あわら市長
	池 田 禎 孝	坂井市長
医 療 機 関 団 体	金 定 基	坂井地区医師会長
学 校	林 小 百 合	坂井地区教育研究会養護部会部長
社 会 福 祉 関 係 団 体	松 本 美 樹	坂井市社会福祉協議会理事
	伊 藤 幸 子	あわら市民生児童委員協議会連合会代表
事 業 所	西 畑 一 朗	坂井食品衛生協会会長
	尾 崎 司	介護保険事業者ネットワークさかい会長
学 識 経 験 者 ( 住 民 )	南 出 眞 代	坂井食生活改善推進員連絡協議会長
	卯 目 ひ ろ み	あわら市連合婦人会長

##### (2) 感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条第 1 項の規定に基づき保健所が設置する協議会で、県内 6 の保健所について 1 の協議会としている。

協議会では、感染症のまん延防止対応について、人権尊重の確保と適正な医療の実施の観点から、就業制限、入院措置・勧告および入院の延長の可否について審議する。

(任期 R3. 4. 1～R5. 3. 31)

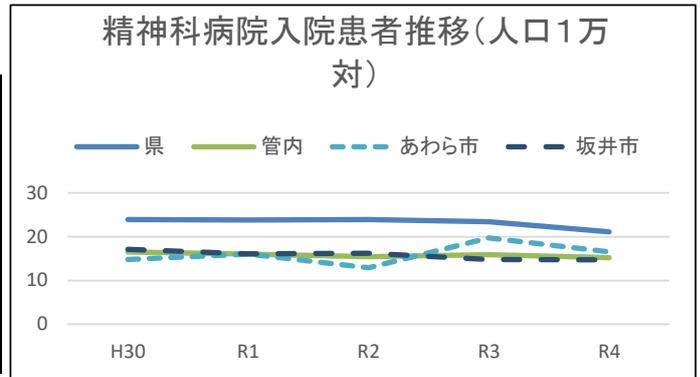
所 属	氏 名	備 考
汐 見 医 院 院 長	汐 見 俊 一	医 療 に 関 す る 有 識 者

## 9 精神保健福祉

### 精神科病院入院患者推移（人口1万対）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
県	23.9 (1,848)	23.8 (1,827)	23.9 (1,816)	23.4 (1,771)	21.1 (1,580)
管内	16.5 (193)	16.0 (186)	15.4 (177)	15.9 (182)	15.2 (172)
あわら市	14.8 (41)	16.0 (44)	12.9 (35)	19.7 (53)	16.5 (44)
坂井市	17.1 (152)	16.1 (142)	16.2 (142)	14.8 (129)	14.7 (128)

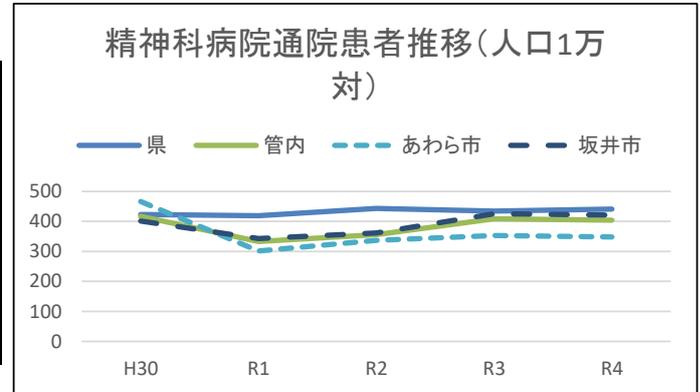
( ) は年度末3月末時点の実人数



### 精神科病院通院患者推移（人口1万対）

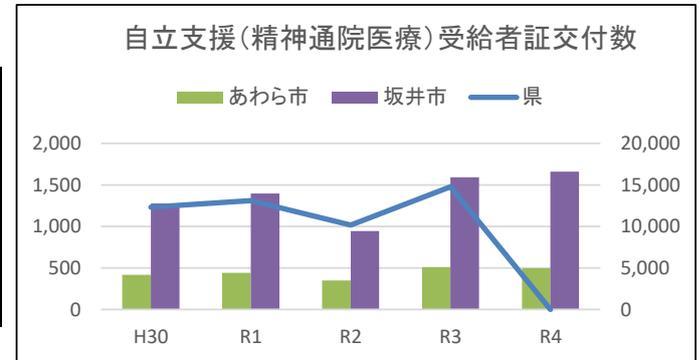
年度	H30	R1	R2	R3	R4
県	423.3 (32,679)	419.0 (32,098)	443.3 (33,706)	434.6 (32,901)	441.1 (33,026)
管内	416.9 (4,872)	333.1 (3,866)	356.0 (4,096)	408.6 (4,670)	404.2 (4,585)
あわら市	466.4 (1,295)	301.5 (830)	336.8 (913)	353.4 (953)	347.9 (926)
坂井市	401.4 (3,577)	343.0 (3,036)	361.9 (3,183)	425.6 (3,717)	421.5 (3,659)

( ) は年度末3月1ヶ月間の実人数



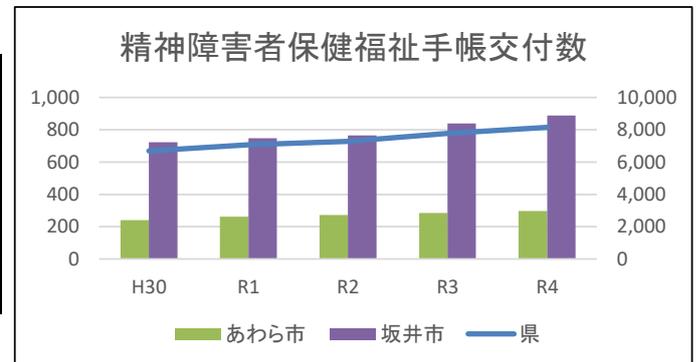
### 自立支援（精神通院医療）受給者証交付数

年度	H30	R1	R2	R3	R4
県	12,307	13,099	10,168	14,769	
管内	1,696	1,838	1,295	2,101	2,155
あわら市	419	442	349	509	495
坂井市	1,277	1,396	946	1,592	1,660



### 精神障害者保健福祉手帳交付数

年度	H30	R1	R2	R3	R4
県	6,690	7,063	7,287	7,774	8,151
管内	963	1,009	1,038	1,125	1,185
あわら市	240	261	272	285	297
坂井市	723	748	766	840	888



※患者数・交付数：福井県障がい福祉課資料より

※人口：「福井県の人口と世帯（各年度3月1日現在）」より

#### 【参考】

##### ○精神保健福祉法の成立(平成7年)

- ・法の目的に自立と社会参加の促進を明記
- ・精神障害者保健福祉手帳の創設
- ・市町村の役割の明記
- ・指定医制度の充実、入院告知義務の徹底
- ・公費負担医療の保険優先化

##### ○精神保健福祉法の一部改正(平成11年)

- ・精神保健指定医の役割強化
- ・精神障がい者の移送
- ・精神障がい者の保健福祉の充実
- ・精神障害者居宅生活支援事業を法定化(ホームヘルプサービス、ショートステイ)

##### ○精神保健福祉法の一部改正(平成18年)

- ・障害者自立支援法施行に伴う通院公費、居宅生活支援事業、社会復帰施設が移行

##### ○精神保健福祉法の一部改正(平成26年)

- ・保護者制度の廃止
- ・医療保護入院の際の同意者の変更
- ・医療保護入院の方への退院支援の制度化

## 10 母子保健

### (1) 人工妊娠中絶 (県)

	総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45歳以上	年齢不詳
平成30年度	901	66	167	177	194	195	95	7	0
令和元年度	813	55	170	141	169	173	97	8	0
令和2年度	762	100	147	156	149	134	68	8	0
令和3年度	704	44	137	144	134	160	78	7	0
令和4年度	603	48	106	139	116	120	71	3	0

### (2) 先天性代謝異常等検査事業

(令和4年度)

項目		市別		
		管内計	あわら市	坂井市
要精検数		1	1	0
検査結果	要治療	0	0	0
	経過観察	0	0	0
	異常なし	1	1	0

### (3) 母子医療給付

小児慢性特定疾病医療費助成制度 認定者数

(令和5年3月審査会分まで)

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群異	骨系統疾患	脈管系疾患	計
管内計	15	7	6	16	22	6	4	3	3	2	13	8	1	1	0	107
あわら市	3	1	0	2	2	3	2	1	0	0	3	0	1	0	0	18
坂井市	12	6	6	14	20	3	2	2	3	2	10	8	0	1	0	89

## 1 2 栄養改善・健康増進

### (1) 特定給食施設等届出状況 (令和4年度)

	開始届	届出事項変更届	休止（廃止）届
件数	0	5	0

### (2) 特定給食施設等栄養士配置状況 (令和4年度)

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
特定給食施設	学校	13	14				1	1	16
	病院	1	4	4	11	10			
	介護老人保健施設	2	3	2	3	4			
	介護医療院								
	老人福祉施設	3	7	5	13	11			1
	児童福祉施設	2	2	2	2	2	3	5	17
	社会福祉施設			1	1	1			
	事業所								
	その他			1	1	2			1
	計	21	30	15	31	30	4	6	35
その他の給食施設	学校								5
	病院			2	2	2			
	介護老人保健施設			1	1	1	1	2	1
	介護医療院								
	老人福祉施設	8	9	5	5	6	4	6	18
	児童福祉施設	2	2	2	2	2	5	5	11
	社会福祉施設			1	1	2	2	6	1
	事業所								
	寄宿舎								2
	その他	3	3	1	1	1	3	3	4
	計	13	14	12	12	14	15	22	42

※特定給食施設とは、特定多数人に対して、継続的に1回100食以上または1日に250食以上の給食を提供する施設をいう。

(3) 食生活改善推進員状況

①活動方法別活動状況

(令和4年度)

市町名	会員数	活動方法						自己活動回数
		集会		対話・訪問		総計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
あわら市	21	102	2,418	115	773	217	3,191	373
坂井市	68	296	4,585	848	2,487	1,144	7,072	593
合計	89	398	7,003	963	3,260	1,361	10,263	966

②活動項目別活動状況

(令和4年度)

市町名	子どもの健康・食生活		若者・働き世代の健康・食生活		高齢者の健康・食生活		その他		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
あわら市	37	1,135	46	796	90	1,040	44	220	217	3,191
坂井市	103	1,626	46	347	791	2,586	204	2,513	1,144	7,072
合計	140	2,761	92	1,143	881	3,626	248	2,733	1,361	10,263

(4) 栄養士等免許申請状況

(令和4年度)

区 分	件数	区 分	件数
栄養士免許申請	14	管理栄養士免許申請	20
栄養士名簿訂正・免許証書換申請	12	管理栄養士名簿訂正・免許証書換申請	7
栄養士免許再交付申請	2	管理栄養士再交付申請	1

### 1.3 難病対策

(1) 特定医療費（指定難病）支給認定制度および訪問実施状況

(令和4年度)

番号	疾患名	R5.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
1	球脊髄性筋萎縮症					
2	筋萎縮性側索硬化症	4		4		
3	脊髄性筋萎縮症	1	1			
4	原発性側索硬化症					
5	進行性核上性麻痺	20	4	16	1	3
6	パーキンソン病	160	37	123		
7	大脳皮質基底核変性症	4		4		
8	ハンチントン病	1		1		
9	神経有棘赤血球症					
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	1			
11	重症筋無力症	23	6	17		
12	先天性筋無力症候群					
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	25	4	21		
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	5		5		
15	封入体筋炎	1		1		
16	クロウ・深瀬症候群					
17	多系統萎縮症	17	3	14	1	2
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	33	3	30		
19	ライソゾーム病	1		1	1	1
20	副腎白質ジストロフィー					
21	ミトコンドリア病	3		3		
22	もやもや病	17	3	14		
23	プリオン病					
24	亜急性硬化性全脳炎					
25	進行性多巣性白質脳症					
26	HTLV-1関連脊髄症					
27	特発性基底核石灰化症					
28	全身性アミロイドーシス	11	2	9		
29	ウルリッヒ病					
30	遠位型ミオパチー					
31	ベスレムミオパチー					
32	自己食空胞性ミオパチー					
33	シュワルツ・ヤンベル症候群					
34	神経線維腫症	6	2	4		
35	天疱瘡	6	3	3		
36	表皮水疱症					
37	膿疱性乾癬(汎発型)	2		2		
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群					
39	中毒性表皮壊死症	1		1		
40	高安動脈炎	4		4		
41	巨細胞性動脈炎					
42	結節性多発動脈炎					
43	顕微鏡的多発血管炎	9	1	8		
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	1	2		
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	7	4	3		
46	悪性関節リウマチ	4	2	2		
47	バージャー病	1		1		
48	原発性抗リン脂質抗体症候群					
49	全身性エリテマトーデス	50	14	36		
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	22	6	16		
51	全身性強皮症	31	8	23		
52	混合性結合組織病	14	4	10		
53	シェーグレン症候群	11	4	7		

番号	疾患名	R5.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
54	成人スチル病	10	1	9		
55	再発性多発軟骨炎	3	2	1		
56	ベーチェット病	17	4	13		
57	特発性拡張型心筋症	7		7		
58	肥大型心筋症	3	1	2		
59	拘束型心筋症					
60	再生不良性貧血	13	1	12		
61	自己免疫性溶血性貧血	1		1		
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症					
63	特発性血小板減少性紫斑病	14	3	11		
64	血栓性血小板減少性紫斑病					
65	原発性免疫不全症候群	2	2			
66	IgA腎症	13	2	11		
67	多発性嚢胞腎	12	8	4		
68	黄色靱帯骨化症	14	3	11		
69	後縦靱帯骨化症	44	12	32		
70	広範脊柱管狭窄症	10	4	6		
71	特発性大腿骨頭壊死症	14	3	11		
72	下垂体性ADH分泌異常症	3	2	1		
73	下垂体性TSH分泌亢進症					
74	下垂体性PRL分泌亢進症					
75	クッシング病	1		1		
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症					
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	1	1		
78	下垂体前葉機能低下症	20	5	15		
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)					
80	甲状腺ホルモン不応症					
81	先天性副腎皮質酵素欠損症					
82	先天性副腎低形成症					
83	アジソン病					
84	サルコイドーシス	19	8	11		
85	特発性間質性肺炎	27	10	17		
86	肺動脈性肺高血圧症					
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症					
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	5	2	3		
89	リンパ脈管筋腫症					
90	網膜色素変性症	20	10	10		
91	バッド・キアリ症候群					
92	特発性門脈圧亢進症					
93	原発性胆汁性胆管炎	15	4	11		
94	原発性硬化性胆管炎	1		1		
95	自己免疫性肝炎	7	1	6		
96	クローン病	41	8	33		
97	潰瘍性大腸炎	130	28	102		
98	好酸球性消化管疾患	1	1			
99	慢性特発性偽性腸閉塞症					
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症					
101	腸管神経節細胞僅少症					
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群					
103	CFC症候群					
104	コステロ症候群					
105	チャージ症候群					
106	クリオピリン関連周期熱症候群					
107	若年性特発性関節炎	1	1			
108	TNF受容体関連周期性症候群					
109	非典型溶血性尿毒症症候群					
110	ブラウ症候群					

番号	疾患名	R5.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
111	先天性ミオパチー					
112	マリネスコ・シェーグレン症候群					
113	筋ジストロフィー	7	1	6	4	9
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群					
115	遺伝性周期性四肢麻痺					
116	アトピー性脊髄炎					
117	脊髄空洞症	1		1		
118	脊髄髄膜瘤					
119	アイザックス症候群					
120	遺伝性ジストニア					
121	神経フェリチン症					
122	脳表ヘモジデリン沈着症					
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症					
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症					
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症					
126	ペリー症候群					
127	前頭側頭葉変性症	1		1		
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎					
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	1		1	1	3
130	先天性無痛無汗症					
131	アレキサンダー病	1		1		
132	先天性核上性球麻痺					
133	メビウス症候群					
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群					
135	アイカルディ症候群					
136	片側巨脳症					
137	限局性皮質異形成					
138	神経細胞移動異常症					
139	先天性大脳白質形成不全症					
140	ドラベ症候群	1		1		
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん					
142	ミオクロニー欠伸てんかん					
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん					
144	レノックス・ガストー症候群	1		1		
145	ウエスト症候群					
146	大田原症候群					
147	早期ミオクロニー脳症					
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん					
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群					
150	環状20番染色体症候群					
151	ラスムッセン脳炎					
152	P C D H19関連症候群					
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎					
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症					
155	ランドウ・クレフナー症候群					
156	レット症候群					
157	スタージ・ウェーバー症候群					
158	結節性硬化症					
159	色素性乾皮症					
160	先天性魚鱗癬					
161	家族性良性慢性天疱瘡					
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	4		4		
163	特発性後天性全身性無汗症					
164	眼皮膚白皮症					
165	肥厚性皮膚骨膜症					
166	弾性線維性仮性黄色腫					
167	マルファン症候群	1		1		
168	エーラス・ダンロス症候群					
169	メンケス病					

番号	疾患名	R5.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
170	オクシピタル・ホーン症候群					
171	ウィルソン病					
172	低ホスファターゼ症					
173	VATER症候群					
174	那須・ハコラ病					
175	ウィーバー症候群					
176	コフィン・ローリー症候群					
177	ジュベール症候群関連疾患					
178	モワット・ウィルソン症候群					
179	ウィリアムズ症候群					
180	A T R-X症候群					
181	クルーゾン症候群					
182	アペール症候群					
183	ファイファー症候群					
184	アントレー・ピクスラー症候群					
185	コフィン・シリズ症候群					
186	ロスムンド・トムソン症候群					
187	歌舞伎症候群					
188	多脾症候群					
189	無脾症候群					
190	鰓耳腎症候群					
191	ウェルナー症候群					
192	コケイン症候群					
193	ブラダー・ウイリ症候群					
194	ソトス症候群					
195	ヌーナン症候群					
196	ヤング・シンプソン症候群					
197	1 p36欠失症候群					
198	4 p欠失症候群					
199	5 p欠失症候群					
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群					
201	アンジェルマン症候群					
202	スミス・マギニス症候群					
203	22q11.2欠失症候群					
204	エマヌエル症候群					
205	脆弱X症候群関連疾患					
206	脆弱X症候群					
207	総動脈幹遺残症					
208	修正大血管転位症					
209	完全大血管転位症					
210	単心室症	1	1			
211	左心低形成症候群					
212	三尖弁閉鎖症					
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症					
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症					
215	ファロー四徴症					
216	両大血管右室起始症					
217	エプスタイン病					
218	アルポート症候群	1	1			
219	ギャロウェイ・モワット症候群					
220	急速進行性糸球体腎炎	1		1		
221	抗糸球体基底膜腎炎					
222	一次性ネフローゼ症候群	13	5	8		
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎					
224	紫斑病性腎炎	2		2		
225	先天性腎性尿崩症					
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1		1		
227	オスラー病					
228	閉塞性細気管支炎					
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)					
230	肺胞低換気症候群					
231	α1-アンチトリプシン欠乏症					
232	カーニー複合					

番号	疾患名	R5.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
233	ウォルフラム症候群					
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)					
235	副甲状腺機能低下症					
236	偽性副甲状腺機能低下症					
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症					
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症					
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症					
240	フェニルケトン尿症					
241	高チロシン血症1型					
242	高チロシン血症2型					
243	高チロシン血症3型					
244	メーブルシロップ尿症					
245	プロピオン酸血症					
246	メチルマロン酸血症					
247	イソ吉草酸血症					
248	グルコーストランスポーター1欠損症					
249	グルタル酸血症1型					
250	グルタル酸血症2型					
251	尿素サイクル異常症					
252	リジン尿性蛋白不耐症					
253	先天性葉酸吸収不全					
254	ホルフィリン症	1	1			
255	複合カルボキシラーゼ欠損症					
256	筋型糖原病					
257	肝型糖原病					
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症					
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症					
260	シトステロール血症					
261	タンジール病					
262	原発性高カイロミクロン血症					
263	脳腫黄色腫症					
264	無βリポタンパク血症					
265	脂肪萎縮症					
266	家族性地中海熱					
267	高IgD症候群	1		1		
268	中條・西村症候群					
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アグネ症候群					
270	慢性再発性多発性骨髄炎					
271	強直性脊椎炎	3	1	2		
272	進行性骨化性線維異形成症					
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症					
274	骨形成不全症	1		1		
275	タナトフォリック骨異形成症					
276	軟骨無形成症					
277	リンパ管腫症/ゴーム病					
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)					
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)					
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)					
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群					
282	先天性赤血球形成異常性貧血					
283	後天性赤芽球癆	1		1		
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血					
285	ファンコニ貧血					
286	遺伝性鉄芽球性貧血					
287	エプスタイン症候群					
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1			
289	クローンカイト・カナダ症候群	1		1		
290	非特異性多発性小腸潰瘍症					

番号	疾患名	R5.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)					
292	総排泄腔外反症					
293	総排泄腔遺残					
294	先天性横隔膜ヘルニア					
295	乳幼児肝巨大血管腫					
296	胆道閉鎖症					
297	アラジール症候群					
298	遺伝性膝炎					
299	嚢胞性線維症					
300	IgG4関連疾患	4	1	3		
301	黄斑ジストロフィー	1		1		
302	レーベル遺伝性視神経症					
303	アッシュヤー症候群					
304	若年発症型両側性感音難聴					
305	遅発性内リンパ水腫					
306	好酸球性副鼻腔炎	16	1	15		
307	カナバン病					
308	進行性白質脳症					
309	進行性ミオクローヌスてんかん					
310	先天異常症候群					
311	先天性三尖弁狭窄症					
312	先天性僧帽弁狭窄症					
313	先天性肺静脈狭窄症					
314	左肺動脈右肺動脈起始症					
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／L MX1B関連腎症					
316	カルニチン回路異常症					
317	三頭酵素欠損症					
318	シトリン欠損症					
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症					
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシ トール(GPI)欠損症					
321	非ケトーシス型高グリシン血症					
322	β-ケトチオラーゼ欠損症					
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症					
324	メチルグルタコン酸尿症					
325	遺伝性自己炎症疾患					
326	大理石骨病					
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるもの に限る。)					
328	前眼部形成異常					
329	無虹彩症					
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症					
331	特発性多中心性キャッスルマン病	2	1	1		
332	膠様滴状角膜ジストロフィー					
333	ハッチン・ギルフォード症候群					
334	脳クレアチニン欠乏症					
335	ネフロン癆					
336	家族性βリポタンパク血症1(ホモ結合体)					
337	ホモシスチン尿症					
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症					
	計	1,037	254	783	8	18

## 15-2 結核予防

### (1) 結核健康診断実施状況

(令和4年度)

実施義務者	事業者	学校長	施設の長	市長	再掲	
					あわら市	坂井市
対象者数	4,758	530	1,027	35,326	9,328	25,998
受診者数	4,478	519	820	3,892	1,167	2,725
受診率	94.1%	97.9%	79.8%	11.0%	13.0%	10.0%
結核のおそれがある者	0	0	0	0	0	0

### (2) 結核登録患者の状況

#### ①登録者数(受療状況・市別活動性分類)

(令和4.12.31現在)

	登録者総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)	
		総数	肺結核活動性					肺外結核活動性					
			総数	登録時喀痰塗抹陽性			登録時菌陰性・その他						
				総数	初回治療	再治療							
管内計	11	4	2	1	1		1		2	7		2	
受療状況	入院中	1	1	1	1	1							
	外来治療	3	3	1				1		2			
	治療なし	7									7		
	不明												
市別	あわら市	4	1	1				1			3		2
	坂井市	7	3	1	1	1			2	4			

#### ②登録患者数(年齢別・男女別)

(令和4.12.31現在)

市	年齢	総数		0~19		20~29		30~39		40~49		50~59		60~69		70歳以上	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
管内計		13	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	7	3
あわら市		6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1
坂井市		7	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	2

※潜在性結核感染症を含む

#### ③年次別活動性全結核患者

(令和4.12.31現在)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	10,448	9,695	8,640	7,744	6,782
福井県	45	40	39	35	26
管内計	2	5	9	1	4
あわら市	1	0	4	1	1
坂井市	1	5	5	0	3

④新登録患者数（年齢別階級別活動性分類）

（令和4年）

年齢	管内								
	活動性結核								潜在性結核感染症（別掲）
	総数	肺結核活動性					肺外結核活動性		
		総数	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性	菌陰性・その他			
総数	初回治療		再治療						
0～4									
5～9									
10～14									
15～19									
20～29									
30～39									
40～49									
50～59									
60～69									1
70～	4	2	2	2				2	1
計	4	2	2	2	0	0	0	2	2

⑤公費負担状況

<法37条による診査状況（勧告入院患者）>

<法37条の2による診査状況（一般患者）>

区分年	申請件数	承認件数	保留件数	不承認件数
令和2	2	2	0	0
令和3	1	1	0	0
令和4	3	3	0	0

区分年	申請件数	承認件数	保留件数	不承認件数
令和2	17	17	0	0
令和3	10	10	0	0
令和4	11	11	0	0

⑥訪問・相談状況

（令和4年）

	訪問指導	相談	
	延人員（実）	電話延人員	面接延人員
人員	26（5）	89	10

※相談には結核患者・家族の他、関係者（接触者）を含む

## 16 食品衛生

ア) 許可を要する食品関係営業施設 (旧法に基づく)

(令和4年度)

業種	項目	4年度末 施設数	継続許可 件数	新規許可 件数	廃業 件数	監視 実施数	3年度末 施設数
飲食店営業		687			81	4	907
菓子製造業		119			11	1	154
乳処理業							
特別牛乳搾取処理業							
乳製品製造業		1					1
集乳業							
魚介類販売業		73			6	1	88
魚介類競り売り業							1
魚肉練り製品製造業		2					2
食品の冷凍又は冷蔵業		9			1		13
かん詰またはびん詰食品製造業		5					6
喫茶店営業		22			2		19
あん類製造業							
アイスクリーム類製造業		33			4		37
食肉処理業		2					3
食肉販売業		32			1		38
食肉製品製造業							
乳酸菌飲料製造業							
食用油脂製造業		1					1
マカロン又はショートニング製造業							
みそ製造業		5					6
しょうゆ製造業		2					2
ソース類製造業		3					3
酒類製造業		2					2
豆腐製造業		6			1		8
納豆製造業							
麺類製造業		8					9
そうざい製造業		78			2		86
添加物製造業		3					4
食品の放射線照射業							
清涼飲料水製造業		6					7
氷雪製造業							
管内計		1,099			109	6	1,397

イ) 許可を要する食品関係営業施設 (改正法に基づく)

(令和4年度)

業種	項目	4年度末 施設数	継続許可 件数	新規許可 件数	廃業 件数	監視 実施数	3年度末 施設数
飲食店営業		497		247	30	313	280
調理の機能を有する自動販売機					1		1
食肉販売業		20		8		20	12
魚介類販売業		45		17	3	19	31
魚介類競り売り営業		2		1		2	1
集乳業							
乳処理業							
特別牛乳搾取処理業							
食肉処理業		4		1		2	3
食品の放射線照射業							
菓子製造業		78		37	5	72	46
アイスクリーム類製造業		5		1		3	4
乳製品製造業							
清涼飲料水製造業		3		2		4	1
食肉製品製造業		1				1	1
水産製品製造業		5		5	1	6	1
氷雪製造業							
液卵製造業							
食用油脂製造業							
みそ又はしょうゆ製造業		2		1		5	1
酒類製造業							
豆腐製造業		4		1		5	3
納豆製造業							
麺類製造業		5		2		6	3

そ う ざ い 製 造 業	37		19	1	38	19
複 合 製 造 業						
冷 凍 食 品 製 造 業	8		6	1	6	3
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業						
漬 物 製 造 業	9		8	1	12	2
密 封 包 装 食 品 製 造 業	2		2		4	
食 品 の 小 分 け 業	1		1		1	
添 加 物 製 造 業	1		1		1	
管 内 計	729		360	43	520	412

ウ) 届出を要する食品関係営業施設 (改正法に基づく)

(令和4年度)

業 種		項 目	4年度末 施設数	監視 実施数	3年度末 施設数
旧 許 可 業 種 で あ っ た 営 業	魚 介 類 販 売 業 (包装済みの魚介類のみの販売)		70		91
	食 肉 販 売 業 (包装済みの食肉のみの販売)		99		116
	乳 類 販 売 業		204		228
	氷 雪 販 売 業		5		5
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)		234		227
販 売 業	弁 当 販 売 業		1		1
	野 菜 果 物 販 売 業		17	6	15
	米 穀 類 販 売 業		7	2	6
	通信販売・訪問販売による販売業				
	コンビニエンスストア		46	1	46
	百貨店、総合スーパー		16		15
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)		86		70
	その他の食料・飲料販売業		66	14	59
製 造 ・ 加 工 業	添 加 物 製 造 ・ 加 工 業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)		1		1
	いわゆる健康食品の製造・加工業				
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業 (飲料の製造を除く。)		5		3
	農産保存食料品製造・加工業		4		2
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業		2		
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業				
	精 穀 ・ 製 粉 業		1		1
	製 茶 業		4		4
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業				
	卵 選 別 包 装 業		1		1
その他の食料品製造・加工業		7	1	4	
上 記 以 外 の も の	行 商		2		2
	集 団 給 食 施 設		55	57	39
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)		3		3
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの				
	そ の 他		1		1
管 内 計		937	81	940	

## 18 動物愛護

(1) 立入検査数 (令和4年度)

第一種 動物取扱業	第二種 動物取扱業	特定動物
58	1	3

## 19 生活衛生

(1) 立入検査数 (令和4年度)

生活衛生 六法関係※	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	興行場	旅館等
	2	6	21	4	5	11
水道施設※	水道事業 (簡易水道 事業を除く。)	簡易水道 事業	水道用水 供給事業	専用水道	簡易専用 水道	その他の 水道
	0	0	0	0	0	0
その他の 施設※	温泉	特定建築物	遊泳用 プール			
	2	14	0			

※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染症発生のため立入の一部または全部を中止した。

(2) 温泉利用状況

(R5.3.31現在)

市町 村名	温泉 地名	源泉 総数 (A+B)	利用源泉 数(A)		未利用源 泉数(B)		温度別源泉数				湧出量 (ℓ/分)		宿泊 施設 数	収容 定員	年度延 宿泊利 用人員	温泉利用 の公衆浴 場施設	国民保養温泉 地年度延泊 利用人員	主たる 泉質名	
			自噴	動力	自噴	動力	25℃	25℃以上	42℃	水蒸気 及びガス	自噴	動力							
							未満	42℃未満	以上										
あわら市	芦原	74		39		35	8	13	18			1481.7	20	11,311	524,693	5		Na・Ca-Cl泉	
	芦原東	2		1		1	1					122.0	1	265	7,839			温泉法別表に基づく温泉(F-)	
	芦原西	1				1													
	北潟	1		1					1			71.2	1	140	12,276			Na・Ca-Cl泉	
	細呂木	1				1													
	金津	2		1		1	1					250.0	1	44	1,000			Na・Ca-SO4泉	
坂井市	三国町	東尋坊	2		2				2			158.0	2	767	39,132			単純温泉	
	〃	宿	2		2		1		1			93.0	17	825	12,096	1		Na・Ca-Cl泉	
	〃	安島	1		1				1			204.0	8	787	50,981	2		Na・Ca-Cl泉	
	丸岡町	山竹田	1	1			1				329.0		1	149	5,178			Ca-SO4泉	
	〃	八ヶ郷	1		1				1			77.0				2		Ca・Na-SO4泉	
計		88	1	48	0	39	12	16	21	0	329	2456.9	51	14,288	653,195	10	0		

## 20 廃棄物対策

### (1) 廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条関係）

(R5.3.31 現在)

政令7条施設			施設数
1号	汚泥の脱水施設	10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	0
2号	汚泥の乾燥施設	10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	0
3号	汚泥の焼却施設	5 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	1
4号	廃油の油水分離施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号を除く。）	10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	1
5号	廃油の焼却施設（同上）	1 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	1
6号	廃酸の中和施設	50 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	0
	廃アルカリの中和施設	50 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	0
7号	廃プラスチック類の破碎施設	5 t /日を超えるもの	3
8号	廃プラスチック類の焼却施設（3,5号に掲げるものを除く。）	0.1 t /日を超えるもの	3
8-2号	木くずの破碎施設	5 t /日を超えるもの	7
	がれき類の破碎施設	5 t /日を超えるもの	14
9号	汚泥のコンクリート固形化施設	—	0
10号	汚泥のばい焼施設	—	0
11号	汚泥に含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
	廃酸に含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
	廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
12号	廃PCB等の焼却施設	—	0
12-2号	廃PCB等の分解施設	—	0
13号	PCB汚染物等の洗浄施設・分離施設	—	0
13-2号	産業廃棄物の焼却施設（3,5,8,12号に掲げるものを除く。）	200kg/時間を超えるもの	0
14号イ	遮断型最終処分場 [政令6条の四第三号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物]	—	0
	ロ	安定型最終処分場	—
ハ	管理型最終処分場 [イ、ロ以外の産業廃棄物]	—	1
合 計			31

### (2) -① ごみ処理施設

施設名	設置者	設置場所	能力(t/日)	処理方式	稼働年月日
清掃センター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市笹岡 33-3-1	222	全連続燃焼	H7.10.1

### (2) -② 粗大ごみ処理施設

施設名	設置者	設置場所	能力(t/日)	処理方式	稼働年月日
清掃センター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市笹岡 33-3-1	90	回転	H7.10.1

## (2) -③ごみ最終処分場

施設名	設置者	設置場所	能力(m <sup>3</sup> )	使用開始年月日
最終処分場	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市笹岡・御簾尾・矢地地係	231,000	H11.4.1

## (2) -④し尿処理施設

施設名	設置者	設置場所	能力(kl/日)	処理方式	稼働年月日
さかいクリーンセンター	坂井地区広域連合	坂井市坂井町今井1-1	41	膜処理 高負荷 脱窒素	H23.3.31

## (3) 廃棄物関係施設等立入検査の年度推移

区分 年度	産業廃棄物関係		一般廃棄物関係			野外焼却 の中止等 不適正処 理に対す る指導③	浄化槽	計
	処理業 ①	処理施設 ②	ごみ 処理 施設	ごみ 最終 処分場	し尿 処理 施設			
25	103	73	1	0	0	106	0	283
26	131	110	0	0	0	56	4	301
27	71	55	0	0	0	69	5	200
28	70	58	0	0	0	72	25	225
29	68	65	1	0	0	60	5	199
30	76	60	1	0	0	67	7	211
令和元	78	44	1	0	1	52	0	176
2	41	22	1	0	0	92	0	156
3	21	16	0	1	0	68	0	106
4	35	13	1	0	0	75	0	124

## 2.1 公害防止

公害関係法令に基づく工場・事業場の立入検査数 (令和4年度)

水質汚濁防止法対象工場・事業場	28	
大気汚染防止法対象工場・事業場 (ばい煙発生施設)	26	
同上 (揮発性有機化合物排出施設)	4	
大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施場所	12	
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場	4	
フロン排出抑制法対象登録事業所 (第一種フロン類回収業者)	0	
福井県公害防止条例	特定工場	1
	特定施設設置工場・事業場	3